

山形県立博物館研究報告

第 6 号

BULLETIN

OF

THE YAMAGATA PREFECTURAL MUSEUM

No. 6

山 形 県 立 博 物 館

YAMAGATA PREFECTURAL MUSEUM

Kajo Machi, Yamagata City, Japan

March, 1 9 8 5

序

当博物館研究報告第6号を発行いたします。当館は、地学・植物・動物・考古・歴史・民俗・教育（分館）をもつ総合博物館で、山形県を中心に、自然・人文の両面にわたって博物館資料の収集・保存・調査研究・教育普及等の諸活動を行っております。

本報告は、上記調査研究の成果の一端ですが、他に昭和55年に開館いたしました教育資料館の展示事業の経過概要をも収録いたしました。教育資料館は旧山形師範学校本館が重要文化財に指定されたのを機に、その活用をはかるため「教育県山形」の教育の歩みをふりかえり、本県教育の今後を考えるよすがにすることをねらいとして設けられたものです。重要文化財を活用したこのような性格の資料館は、全国的にも稀なケースですので、展示にはかなりの苦勞をいたしました。幸い多くの方々の御指導・御協力を賜わり、特色ある展示を行うことが出来ました。

他に研究報告として、「寒河江・西村山地区の絵馬」、「佐藤利兵衛家紅花文書」、「若勢の押休みについて再論」の3論考を収録しました。いずれも地域の問題を論じた基礎的論考と存じます。

繁忙な日常業務の中、これらの調査研究をすすめた職員の勞を多とするとともに、本報告が山形県の自然や人文の理解のために、いささかでも裨益するところがあれば幸いです。

昭和60年2月



山形県立博物館長

大友義助

目 次

業 務 課	：	教育資料館展示整備事業報告	1
金 山 耕 三	：	寒河江・西村山地区の絵馬―獅子ヶ口諏訪神社を中心に―	32
野 口 一 雄	：	史料紹介 佐藤利兵衛家紅花文書	右20
大 友 義 助	：	若勢の押休みについて再論―藩政後期、庄内 地方における農業雇用労働の一形態	右1

教育資料館展示整備事業報告

業 務 課[※]

I はじめに

本館は正式名称を「山形県立博物館教育資料館」といい、昭和55年10月、県立博物館の分館として開館した。

教育資料館の開館に至る経緯は、開館直後になんらかの形で発表しておくべきだったが、諸般の事情により現在に至った。

このたびその機会を得、今後の参考に資するために、事業の概略を記録・報告するものである。

II 展示計画の策定

1 教育資料館設置の構想

資料館の施設は解体復元された重要文化財「旧山形師範学校本館」を利用している。というよりも、後述するように、復元整備された文化財の有効利用のために教育資料館の構想が生まれたのである。

明治11年9月、山形市七日町に開設された山形県師範学校は、後に学生数の増加に伴って手狭になり、明治34年、山形市緑町の現在地に移転した。

師範学校は、「山形県師範学校」にはじまって「山形県尋常師範学校」（明治19）、「山形県師範学校」（明治31）、「山形師範学校」（昭和18）と改称を重ねたが、戦後、山形大学の発足と共に「山形大学教育学部」（昭和24）となり、さらに昭和38年、教育学部の山形市小白川への移転に伴って、施設が国から県に移管され、「県立山形北高等学校」となった。

昭和46年度から行われた校舎の改築工事によって、建物は本館正面を残して東方の両翼部が取り壊されたが、昭和48年6月、遺存部分が重要文化財に指定され、昭和53年10月から55年3月まで解体復元工事が行われた。

復元整備後の施設の効果的利用方法が検討され、当該施設が本県の教育の原点であることから、山形県の教育のあゆみを語る資料館を設置することになった。

昭和52年、県立博物館と県文化課との話し合いの中で、県立博物館と旧県庁舎（仮称・歴史資料館）、旧山形師範学校本館（仮称・教育史料館）を有機的に接続する、いわば博物館群構想ともいうべき利用構想が生まれ、県立博物館によって原案がまとめられた。

原案がまとめられた昭和52年9月の時点では名称は「教育史料館」となっており、この名称が「教育資料館」となる時期は、手元に確たる資料がないため詳らかにし得ないが、おそらくは昭和54年度の後半から末にかけてのことと推量される。そしてこの転換は性格や機能の変化でもあり、これについては後述する。

これからの記述において、2種の名称を使用すると混乱をきたすおそれがあるので、名称については、時期にかかわらず「資料館」で統一して以下の記述を行うことにする。

2 展示企画委員会の組織

先の方案をもとにして、県立博物館と県文化課

※ 奥山武夫（業務課長） 金山耕三（主任学芸員） 高橋静夫（学芸員） 高橋信弥（研究員）
野口一雄（学芸員） 尾形典典（学芸員） 佐藤陽子（研究員） ・印 文責任者

によって展示構成などが引き続き検討されていたが、昭和53年度当初、解体復元工事と並行して展示企画委員会が組織され、これまでの経過を受けて資料館の性格、機能、展示内容など全般にわたる検討を行い、企画案を作成した。

＜展示企画委員＞

- 菊地 清助（山形市立第九中学校）
- 小関 広明（県立山形南高等学校）
- 大塚 浩（県教育センター）
- 三春伊佐夫（県立図書館）
- 伊藤 寛（県教育委員会 財務課）
- 山口 正作（山形大学教育学部 同窓会）
- 荻野 和夫（県教育委員会 文化課）
- 村田 敬典（県教育委員会 文化課）
- 佐藤 能（県教育委員会 文化課）
- 吉野 智雄（県立博物館）
- 板垣 英夫（県立博物館）
- 金山 耕三（県立博物館）
- 笠原 二郎（県立博物館）

3. 協議の経過

展示企画委員会は、昭和54年8月21日まで都合5回にわたって開催されたが、5回目は設計者による設計説明を受けただけなので、ここでは実質的協議を4回と把えることにする。

- (1) 第1回 昭和53年5月4日
 - 今までの経過と今後の日程について
 - 展示構成と展示内容について
 - 資料収集について
- (2) 第2回 昭和53年9月25～26日
 - 時代区分について
 - テーマと展示内容について
- (3) 第3回 昭和54年1月16日
 - 資料館の性格について
 - 既存の関連諸施設との機能分担について
- (4) 第4回 昭和54年2月26日
 - 展示の視点について
 - 展示室の構成について

4. 検討された展示の構想

(1) 性格および機能

当初、資料館は開館時の資料収集と展示のみを行うこととし、恒常的な教育に関する資料の収集、保存、調査研究、閲覧等については県教育センターが担当するとされていた。しかし検討が重ねられていく中で、県立博物館の分館としての性格付けがなされ、それに伴って機能的に競合が予測される既存の他施設（県教育センターや県立図書館等）との役割分担が検討されて、「（教育資料館は）山形の教育に関する資料の収集、保存、研究、閲覧および展示の機能を有し、山形の教育について総合的、専門的に理解できる」ような施設とされるに至った。

(2) 展示構成

(ア) 基本テーマ

『教育と県民』

(イ) ねらい

山形県の教育のあゆみを、具体的かつ立体的な展示によって理解し、郷土山形との連帯感・所属感が培われるような資料館とする。

(ウ) 対象

- 表現は小学校6年生程度とする。
- 展示内容は義務教育の範囲内で理解できるようにし、なおかつ専門的な研究にも役立つようにする。

(エ) 展示の視点

○ 山形の教育・文化を山形という枠のみで考えず、「日本のなかで」、あるいは「世界のなかの日本、そして山形」としての位置づけがわかるようにする。

(オ) 展示の展開

- 展示は、教育史の流れを追ったテーマ展示とし、1室1テーマで展開する。
- 教科書の変遷、学校建築史、教育制度史、風俗文化史などを主要な柱として展示を構成する。

(3) 展示テーマ

展示内容については、第1回と第2回の委員会において協議されたが、1室1テーマでの展開を前提にしているので、展示室数から自ずとテーマ数は限定され、各テーマをどう括るのかという点で当初の案とまとめられた企画案とでは、かなり様相を異にしている。

ここでは、県立博物館によってまとめられ、第1回委員会に呈示された当初の案（ここでは原案と呼ぶ）と、第1回委員会での検討を経てまとめられ、第2回委員会に呈示された案（修正案と呼ぶ）、第2回委員会で検討されて最終的にまとめられた企画案（最終案と呼ぶ）とを以下に示す。

(ア) 原案

1. 藩政下の教育
 - 藩校の成立
 - 寺子屋
 - 山形の和算
2. 明治維新直後の学校
 - 県下の私塾
3. 教育制度の創始
 - 小学校・師範学校
 - 明治の教科書
4. 中等教育の普及
 - 中等学校・実業学校の発展
 - 女学生服のうつりかわり
5. 昭和初期の郷土資料
 - 北方教育と生活綴り方教育
6. 戦時下の学校
 - 戦時教育体制の進行
 - 教科書の戦時版
 - 青年師範学校の創設
 - 戦時下の教育行政
7. 戦後の教育改革
 - 6・3・3制のやまがた
 - 新しい幼稚園制度の成立
 - 新制中学校の発足
 - 新制高等学校の発足（新制大学の発足）

- 教員の現職教育

- 学校給食の普及

8. 新教育制度の充実

- へき地教育の振興

- 青少年教育の充実

- 特殊教育の振興

(イ) 修正案

1. 藩政下の教育

- 藩政の成立

- 寺子屋

- 山形の和算

2. 教育制度の創始

- 小学校・師範学校の創設

- 明治の教科書

- 県下の私塾

3. 中等教育の普及

- 中等学校・実業学校の発展

- 教師と生徒の服装のうつりかわり

4. 昭和初期の郷土教育

- 青年学校・自治講習所

- 子守学級

- 北方教育と生活綴り方教育

5. 戦時下の学校

- 戦時教育体制の進行

- 青年師範学校の創設

- 学童疎開

6. 戦後の教育改革

- 6・3・3制とやまがた

- 新制中学校の発足

- 新制高等学校・大学の発足

- 幼稚園の普及

- 学校給食の普及

- 教員の現職教育

7. 新教育制度の充実

- へき地教育の振興

- 産業教育の普及

- 特殊教育の振興

8. (テーマ展示)

- ①青少年教育の充実
(定時制、青年学級、青年の家)
- ②校舎のうつりかわり(学校建築史)
- ③子どもの遊びのうつりかわり
- ④山形教育の現状と未来の山形の子どもたち

(ウ) 最終案

- 1. 藩校と寺子屋
- 2. 学校のはじまり
- 3. 明治から大正へ
- 4. 昭和の郷土教育
- 5. 戦時下の教育
- 6. 新しい教育
- 7. テーマ展示
(※ 内容は修正案のそれと同じ)
- 8. 師範学校のうつりかわり

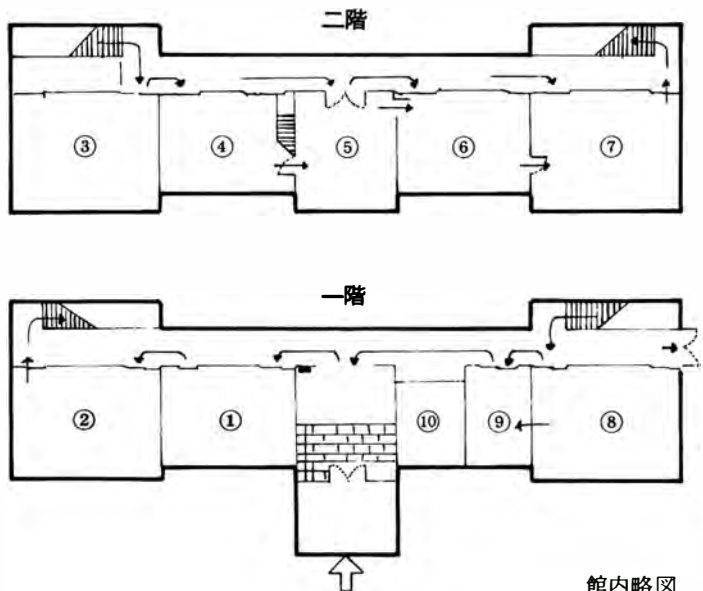
5 実施設計

展示企画委員会の構想に基づいて、本間利雄設計事務所(在山形市)が実施設計を行うことになったが、最終案には展示項目の定めがなかったこと、同設計事務所が係る設計の経験がないことなどもあって、実施設計とはいいながら、実際は展示の大まかなレイアウトを行ったにすぎなかった。

実質的な実施計画が策定され、実施設計が行われるのは、昭和55年度に入ってからのものである。県立博物館と展示施工業者との間で、展示室の構成や展示配置、演示具やサインなどの具体的な詳細な検討をすすめる過程で、テーマや展示項目などが逐次決定されていった。監修は石島庸男氏(山形大学教育学部助教授)に依頼した。

元の教室・宿直室等の部屋が大小合わせて10室あり、展示室等を以下のようにレイアウトした。(館内略図参照)

- ① 第1展示室
「藩校と寺子屋」というテーマで展開する。
- ② 第2展示室
「学校のはじまり」というテーマで展開する。
- ③ 第3展示室
「明治から大正へ」というテーマで展開する。
- ④ 第4展示室
「昭和初期の教育」というテーマで展開する。
- ⑤ 休憩室
見学者の休憩所とする。
「教育史年表」を配置して、教育のあゆみを概観できるようにすると共に、各校の記念誌などを配架して閲覧の便をはかる。
- ⑥ 第5展示室
「戦時下の教育」というテーマで展開する。
- ⑦ 第6展示室
「新しい教育」というテーマで展開する。
将来、企画展示を行う時に備えて展示ケースを移動できるように展示構成をはかる。



館内略図

III 最終的な展示の構成

1 館内の構成

⑧ 第7展示室

「教員養成のあゆみ」というテーマで展開する。

⑨ 校長室

師範学校で校長室として使われてきた部屋なので、第7展示室と関連させて往時の姿に復元する。

⑩ 事務室

職員の居室とし、管理スペースとする。

2. 展示室の構成

- (1) テーマ(展示室)の導入部には、その時代の流れや主要なポイントを概説したメインパネルを設けて理解の便をはかる。
- (2) 学校模型やジオラマなどによって時代的な雰囲気や時代背景を語る。
- (3) 露出展示を多用し、教科書などは中を開いて見られるようにする。

3. 展示項目

1-0 藩校と寺子屋

(ア) 時代区分

近代学校の基礎が定められた「学制」を基準として、それ以前をひとくりにする。

(イ) ねらい

藩の経営になる、藩士子弟の教育の場としての藩校と、庶民の子弟の教育を担っていた寺子屋・私塾とを対比させ、それぞれの教育内容、特質などを通して近世の教育のありようを考えさせる。

(ウ) 展示項目

- 1-1 寺子屋
- 1-2 格知学舎
- 1-3 藩校
 - 1-3-1 興讓館
 - 1-3-2 致道館
 - 1-3-3 高掬郷学校

2-0 学校のはじまり

(ア) 時代区分

明治5年の「学制」発布から明治18年までを扱う。

※ 「学制」については通常「頒布」の語が用いられるが、検討の結果、「発布」と表現することにした。

(イ) ねらい

学校が普及し、就学率が増えていくことなどを通して近代学校が始まったころのようすを理解させると共に、学校が普及し得た背景(寺子屋などの普及)をも考えさせる。

(ウ) 展示項目

- 2-1 学制発布と山形
- 2-2 中学校の開校

3-0 明治から大正へ

(ア) 時代区分

「小学校令」をはじめとする、いわゆる「学校令」が相次いで公布された明治19年から、大正時代末年までを扱う。

(イ) ねらい

一連の「学校令」によって、戦前まで続く学校教育体系の基礎が形成され、中等教育や高等教育が普及していくようすを理解させる。

(ウ) 展示項目

- 3-1 初等教育の充実
- 3-2 中等教育の普及
- 3-3 専門学校と高等学校

4-0 昭和初期の教育

(ア) 時代区分

昭和元年から同11年までを扱う。

(イ) ねらい

山形県の教育を語る上で、郷土教育をぜひとり上げたいという意図のもとに構成した。

大正デモクラシーの風潮を引き継ぎな

がらもだんだんと戦時色の濃い教育へと
変わっていくようすや、このころ世界的
に流行した郷土教育について理解させる。

(ウ) 展示項目

4-1 郷土教育とつづり方教育

5-0 戦時下の教育

(ア) 時代区分

日華事変のおきた昭和12年から、戦
争の終わった同20年8月15日までを
扱う。

(イ) ねらい

戦時体制下におかれた児童生徒がど
のような学校生活を送ったか、また戦時
下の教育がどのようなものであったかを理
解させる。

このねらいを達成するためにVTRを
設置する。

(ウ) 展示項目

5-1 勤労働員と学徒動員と
。VTR「戦ふ少国民」

6-0 新しい教育

(ア) 時代区分

終戦から現在までを扱う。

(イ) ねらい

「教育基本法」や「学校教育法」など
の公布によって新しい教育体系がスター
トしたが、戦後の教育がそれまでどの
ように変わったかを考えさせると共に、
社会教育や社会体育の普及・充実につい
ても理解させる。

(ウ) 展示項目

6-1 混乱の中から
6-2 六・三制義務教育
6-3 新制高等学校
6-4 山形大学
6-5 教育委員会
6-6 P. T. A
6-7 へき地教育

6-8 特殊教育

6-9 幼児教育

6-10 専修学校・各種学校

6-11 教育センター

6-12 社会教育の充実

6-13 社会体育の振興

※ 時系列をたどっての通史的展示は、この部屋
で終わる。

7-0 教員養成のあゆみ

(ア) ねらい

師範学校の建物を利用していることも
あり、教員養成教育の歩みを語る部屋を
設けた。

明治11年に山形県師範学校が開設さ
れてからの経緯をたどりながら、山形県
の教員養成教育のあゆみを概観し、本県
の教育において諸師範学校が果たした役
割りを考えさせる。

(イ) 展示項目

7-1 山形師範学校

7-2 山形女子師範学校

7-3 山形青年師範学校

IV 展示の実際

展示にあたっては、施設が重要文化財であるこ
とを考慮して次のことに留意した。

- (1) 建物を外から見た時に美観を損ねないよう
パネルや展示物で窓をふさがないように展示
配置を行った。
- (2) 床張りも見どころのひとつなので、カーベ
ットなどで床を覆わないようにした。ただし
管理上のつごうもあって、1階廊下だけはリ
ノリウムを貼ることにした。
- (3) 文化財の保護のため、釘やネジの使用は極
力避けた。そのため、パネルは展示ケースと
一体になった「パネルケース」を用いて自立
させ、自立できない「教育史年表」などは、
ジャッキ・ベースによって支持柱を固定させ

て取り付けた。

教育資料館の開館に係わる予算は5,800万円であるが、管理運営費や付属施設（別棟の洗面所や休憩所、フェンス等）の工事費などを除くと、展示に係わる予算は4,300万円弱となる。

展示施工業者との契約を終えて実施設計にかかったのが昭和55年7月1日である。細部の検討を経て8月11日に製作を開始し、9月27日には一部を除いて施工検収の運びとなった。10月1日は、師範学校の開校102周年記念日にあたっており、資料館の開館記念式典をこの日に行うことに当初から予定されていたため、かなり忙しい日程となったものである。

展示施工業者は株式会社山新インテリア（現・山新建装）であるが、実際の製作施工は、下請けを行なった株式会社乃村工芸社が担当した。

1 解説パネルの構成

各展示室の導入部に、その時代の教育の全国的な流れを盛り込んだメインパネルを配置し、個々の情報については新しく開発したシステムパネルによっている。

(1) メインパネル

横90cm、縦150cm（スタンドを含んだ全長は225cm）の自立式パネルで、内容はテーマ名、メインコピー、年表、その時代の代表的な学校系統図を盛り込んだが、「藩校と寺子屋」では学校系統図の代りに写真を、「教員養成のあゆみ」では年表と学校系統図の代りに統計資料と写真を盛り込んだ。

(2) システムパネル

一般に解説パネルは、1枚のパネルに複数の情報を盛り込んで構成されており、情報の一部を差し替えるためには、パネル全体を一括して製作し直さなければならない。この点を考慮して、情報の差し替えを容易にするために開発したのが、このシステム

パネル方式である。

30cm四方（幅1cmのスキ間をつくってパネルを配置するので、実寸は29cmとなる）のパネル（記述上エレメントパネルと仮称する）を基本単位とし、このエレメントパネルの集合体をひとつのパネルと考えるものである。研究の進展や新資料の発掘などによって、パネルに盛り込んだ情報は早晚差し替える必要がおきてくる。この場合、1枚のパネルにひとつの情報を盛り込んでおけば、差し替えの際はエレメントパネルの交換ですむし、情報の差し替えだけでなく、パネルの退色・変色などにも簡単に対処し得る。

エレメントパネルは、タイトルパネル、コピーパネル、写真パネル、図表パネル、ベタパネルなどから成り、ベタパネルは、情報を盛り込まない無地のパネルで、いわば余白用のパネルである。

エレメントパネルは、発泡スチロール製の糊付パネルを基本とし、コピーパネルやタイトルパネルなどは糊付パネルに印画紙を貼り付け、ベタパネルは黄緑色のカラーペーパーを貼り付けている。

システムパネルは、土台となるクロス張りの板パネルに固定するが、土台の、各エレメントパネルの四隅に相当する部分に予めアクリル製のヘソを設置しておき、このヘソとパネルの四隅とをマジックテープによって固定するようにしている。

このエレメントパネルのヴァリエーションとして、いくつかのパネルを合わせたもの（30cm×60cmや60cm×90cmなど）も使用しており、とくに「新しい教育」では60cm×60cm（実寸は59cm×59cm）のパネルを多用している。

この方式は、特に規模の小さい博物館や資料館などで効果的な方法と思われる。

2 資料の展示

展示物は可能な限り県内で使用された実物資料をあてた。また教科書などは露出展示を多くし、自由にページをめくれるようにした。ジオラマ等もすべて露出展示しており、開館当初はある程度盗難を覚悟してはいたが、現在までのところ展示資料の盗難・紛失は1件も起きていない。ただ、ジオラマでは資料の配置が時々変わっていることがある。

3 ジオラマ等の製作

教育の背景としての時代状況を視覚的に理解させる手段としてジオラマの製作を考えた。

製作にあたって、衣服や什器、学用品など、できる限り実物を使用することにより、当時の「匂い」を感じさせるようにした。

衣服を着せる人体は、学事年報などの統計資料をもとに、その時代の該当年令児童の平均的体格を割り出し、当時の顔写真などを参考にして製作したが、写実的な彩色などはせず、彫塑風に仕上げた。これは、観覧者の目を実物資料に、ひいてはジオラマ全体に向けることをねらったものである。

季節は、衣服の関係から、冬物を脱ぎ、夏物にはまだ早いという5月ごろを設定した。夏期に冬物を、あるいは冬期に夏物を見ると、生理的な違和感をおぼえやすいので、年間を通じての観覧にたえるようにしたものである。

場所は、その時代の山形県内の平均的なイメージを出せれば可とした。強いていえば、村山地方の町場ということになるうか。

「藩校と寺子屋」、「学校のはじまり」、「明治から大正へ」、「昭和初期の教育」そして「戦時下の教育」の5室に配置したが、このうち、「藩校と寺子屋」と「昭和初期の教育」に配置したものをジオラマといい、他は背景を省略した人体の配置のみで構成されていることから「コスチューム」と呼んでいる。

ジオラマ等の製作にあたっては、まず設定したシチュエーションに基づいてコンティニュイティ（コンテ）を作り、絵コンテを作成してから人体の製作にかかった。この過程の、絵コンテの作成までの作業を学芸員が行った。なお時代考証は石島庸男氏の指導を得た。

1) 「寺子屋の手習い風景」ジオラマ

「藩校と寺子屋」の時代背景を語るために設置した。

シチュエーションは、幕末の神官の家宅とした。寺子屋が最も多く営まれたのが幕末期であり、諸資料から寺子屋の概要を追うにも幕末頃が好適である。また、『山形県の教育史』（上倉裕二）などによると、寺子屋の師匠で最も多いのが僧侶で、神官と医者それぞれが続いている。このようなデータをもとにジオラマの全体的なイメージを考え、師匠の職を神官とした。

師匠は板戸を背にして天神机に坐っており、その横には書箱や休んだ寺子の机などが置いてある。寺子の中には師匠から読み方を教わっているものや年上の寺子に手ほどきを受けているものがある。独りで手習いをしている寺子の手習い帳は、書きつぶされてまっ黒になっており、その上から水をつけた筆で手習いをしている。

板戸や机などは、実際に寺子屋で使われていたものを収集することができた。衣服については、可能な限り幕末までさかのぼるものを探し、収集できなかったものについては次善の策として当時の布地を用いて縫製する予定であった。しかし、当時の布地を使つての縫製を行ってみると、思わぬアクシデントが起きた。布地の疲労のため、縫い目から裂けてくるのである。そこで、昔ながらの「棒織」を織っている織り屋を探して生地を入手し、それを仕立てることによって、やっと雰囲気を出すことができた。

2) 「小学校の授業風景」ジオラマ

「昭和初期の教育」の時代背景を語るために設置した。

昭和8年、我が国の教科書にはじめてカラーの挿し絵が登場した。「サイタ サイタ サクラ ガ サイタ」で始まる、「サクラ読本」と通称される固定第4期本である。

この教科書を使用するために、年代設定を昭和10年とした。

黒板の前の教壇には、袴姿に丈長のウワッパリを着た女の先生が、片手に教科書をひろげて立っている。教室は小学校1年生の男女学級で、男児4名、女児4名が2人掛け用の机に向って本をひろげている。机の脇に起立して「サイタ サイタ……」を朗読している女児、本を忘れてきて隣の児に見せてもらっている者やよそみをしている男児などがある。

机や椅子などは順調に収集できた。衣服については、このころの写真を見ると、地域によってはすべてが学童服であったり着物だけのところがあったりして、かなりバラツキがあった。そこで、聞き取り調査や当時の写真の調査などを通して洋服の平均割合を25%とし、男女各1名を洋服とした。

教師の着物や男児の学童服は実物資料を使用することができたが、児童の着物や女児のワンピースなどは縫製によった。着物の縫製については、「寺子屋…」と同じケースが生じたため、現代物を使用した。また女児のエプロンについては、このころの女学校の教科書に図と共に作り方が載っていたので、それに倣って作成した。

石盤や石筆、筆箱などは大量に寄贈を受けたため、各児童にあてがうことができた。

床板は、学校模型作成のため下見に行った三三分校で、体操場の床補修のため既存の床板を廃棄する旨を聞き、寄贈してもらってこれにあてた。「寺子屋…」の床板にも使用している。

3) 「小学校の登校風景」コスチューム

「学校のはじまり」の時代背景を語るために設定した。

年代設定は明治18年とし、男の教師と男女の

児童を配して、学校近くの路上であいさつを交している場面を構成した。

背景を全く取り去り、路上であることを表す細工なども省いた。この部屋には、学校模型が2点配置されるので、この部分を大きく構成すると部屋全体が喧操になり、他の展示が目立たなくなるので、あえてこのような単純な構成にしたものである。

履物、特に下駄や草履の類は消耗品であり、収集時も、履き古したものを保存していたところは皆無であった。また、詰襟の学生服などもなかなか収集できなかったため、これらについては現在のもを使用することにした。この事情については、「大正時代の児童生徒」や「戦時下の学校」でも同様である。

教師の詰襟服は、先のような事情で現代のものを使用した。が、考証を受けて、現在のものよりも5mm程襟を高くして布カラーをつけたり、ズボンを細目にし、丈をクルブシが見える位に短くするなど、当時のスタイルにそって作り変えた。

4) 「大正時代の児童生徒」コスチューム

「明治から大正へ」の時代背景を語るために設置したもので、年代を大正10年頃とした。

デカンショとよばれた朴歯下駄をはき、マントをつけた高等学校の生徒と、単語帳を持った中学校の生徒(兄弟)が話をしながら学校に向っている。また、教科書の包みと弁当を持った女学生と小学生の姉妹が話しながら登校している。後から小学生の男児がかけ足でやってくる。

これらを3m×1.8mの背景等を全く省いたステージに配置した。この部屋にも学校模型が2点展示されるので、喧操を避けたものである。

当時の登校風景を考える時、高校生・中学生と女学生をもっと離すのが自然だとする考えもあったが、展示スペースとの関係もあり、このような形に落ちついた。

小学生女児や女学生の着物は、実物を収集することができた。中・高生の帽章や校章入りのボタ

ンについては、開館後の寄贈があり、充実しつつあることを付記しておく。

5) 「戦時下の学校」コスチューム

「戦時下の教育」の時代背景を語るために設置した。年代は昭和19年とした。

当初は「大正時代の児童生徒」と同様の登校風景を設定していたが、展示スペースの都合から構成を変更した。ステージの形状等から、これまでのものと違って、全体がひとつのシチュエーションでつながるといことがなく、夫々別個のものとして構成した。

八角柱を呈するVTRコーナーの、間仕切パネルの外側3面を使い、当時の学校の様子を語る新聞記事を写真製版してバックパネルとし、その前のステージに人体を配置した。

防空頭巾と雑のうを両袈裟にかけ、駈足で登校中の小学生(男女)が、このコーナーで唯一の動きのあるものになった。その隣りにナギナタ訓練の女学生、銃剣術訓練の中学生、学徒出陣の高校生が立ち並ぶ。バラバラではあるが、この時期、それぞれのおかれた状況を端的に示すよう配慮した。

練習用のナギナタや銃剣、学徒出陣に際して袈裟に付ける寄せ書きの日の丸の旗などは実物を収集することができた。また小学生や女学生の制服も、一部を除いて実物を収集できた。雑のうや防空頭巾は縫製によった。

4. VTRの制作

「戦時下の教育」のねらいを達成するために、当時の映画をもとに、VTRを制作することにした。

使用した映画は「戦ふ少国民—農村教場—」といい、昭和18年、軍事保護院の指導・後援のもとに、軍人援護精神の高揚を意図して製作されたもので、各県の国民学校に材を採り、全4部から成る。これらの映画は完成後、全国各地、さらには海外の戦地などで上映されたと聞く。

本編は第3部・冬期篇で、山形市郊外の大曾根国民学校を舞台に「勤労を行なりとして、風雪にもめげず、暁天雪中の皇軍戦捷祈願に、或は出征家族の勤労奉仕、傷痍軍人の援護にと、黙々として精進する雪国の子供たち」(脚本より)を描いている。大曾根国民学校が、昭和17年、軍人援護教育研究の県指定校となり、翌18年、軍事保護院の表彰を受けたことが、選定の要因となったようである。ほかには、鹿児島県前の浜国民学校(第1部・夏期篇—農漁村)、愛知県八幡町第一国民学校(第2部・秋期篇—中小都市)、横浜市西前国民学校(第4部・春期篇—大都市)が選ばれている。

昭和19年、この映画の監督である西尾佳雄氏から、撮影中世話になったお礼にと、未編集のラッシュプリントが撮影台本と共に寄贈され、学校では「校宝・村宝」として大切に取扱い、戦後も占領軍の目をのがれて保存されてきた。寄贈されたのは、35ミリのフィルムで、磁気テープが別になっていたが、戦後16ミリに転写され、両方が現存している。

16ミリの転写フィルムをソースとして使い、約25分間にわたるものを戦時下の教育という視点でとらえ直し、およそ7分ほどに再編集したのが、VTR「戦ふ少国民」である。

カッティングの作業やナレーションの作成など編集作業のほとんど全てを学芸員が行った。

編集にあたって16ミリフィルムをまず1インチビデオテープにダビングし、これからさらに2分の1インチビデオテープにダビングし直してカット割りを行った。カッティングにあたってはソースの順序は変えず、こちらの意図に副うものを拾い出す方法を使った。カットの粗割りが終わると、ストップ・ウォッチを片手に、カットの採否やシーンの長さを検討し、ナレーションの長さや挿入場所を決め、スーパーを作成し、BGMを選定した。

これらをもとにして、先の1インチテープから

1インチのダビングテープを作成し、マザー・テープとした。展示にあたっては、マザー・テープから2分の1インチテープ（VHS方式）にダビングしたものを使用している。

再生機は、メンテナンスを容易にするため、テープ始動のためのリレーを取付けるにとどめ、テープの無録画部分をカットしてリーダー・テープにつなぎ、テープエンド・リワインド機能を利用して巻き戻し、スタンバイするようにしている。

当初5分程度のプログラムを考えていたが、完成してみると、タイトルからエンド・マークまで7分弱となってしまった。

5. 学校模型の製作

時代によって種々変化のある学校建築を取り上げ、ジオラマと同様、時代的な背景を視覚的に理解させる手段として、学校模型の製作を考えた。

製作にあたって業者依頼はせず、県内の各工業高等学校の建築科等に、生徒の実習を兼ねての製作を依頼した。

製作の対象としたのは5校で、明治時代から大正時代までの学校建築のうち特色のあるものを選び出した。

縮尺は、他との比較が可能ないように揃えることとし、校舎の窓枠が過不足なく表現できることを基準に検討を重ね、50分の1と決定した。また全体の大きさを考えて、規模の大きい学校については部分模型とし、小さい学校については全体を作成することとした。

製作担当者との間で打合せを行い、

- 内部構造は一切不要。
- 部分模型については、切断面を白く塗装する。
- 外壁等の色は、竣工時に遡って彩色する。
- 地表の表現は省略しても可。

などについて共通理解を得た。製作にかかってからも幾度か打合せを行い、また相互に連絡を取り合いながら作業を進めた。

図面をおこすために国立国会図書館まで出向い

たり（朝陽学校）、夏休みを利用して合宿し、足場を組んで測量したり（三中学校、山形中学校）あるいは細部観察や色合わせのために幾度となく現地に足を運んだり（山形高等学校、山形師範学校）というように、各担当者は大分ご苦労されたと聞く。

製作模型の概要

- (1) 朝陽学校（鶴岡市、明治9年竣工、同16年焼失）

製作担当 県立鶴岡工業高等学校（定時制）

建築科

作成部分 全館

法 量 幅210×奥行120×高39cm

（幅・奥行は台座の寸法、以下同）

展示室 「学校のはじまり」

- (2) 三中学校（朝日町、明治15年竣工、朝日町立西五百川小学校三中分校として現存）

製作担当 県立山形工業高等学校（全日制）

建築科

作成部分 校舎を含む校地の全体

法 量 120×120×20cm

展示室 「学校のはじまり」

- (3) 山形中学校（山形市、大正元年竣工、現県立山形東高等学校）

製作担当 県立山形工業高等学校（全日制）

建築科

作成部分 本館正面のみ

法 量 120×120×32cm

展示室 「明治から大正へ」

- (4) 山形高等学校（山形市、大正9年竣工、後山形大学人文学部、構内整備のため一部をのこして解体）

製作担当 県立米沢工業高等学校（定時制）

建築科

作成部分 北西隅の正面入口から東側4部屋、南側3部屋までで切断

法 量 120×120×26cm

展示室 「明治から大正へ」

(5) 山形師範学校(山形市、明治34年竣工、現教育資料館)

製作担当 県立新庄工業高等学校インテリア科

作成部分 正面現存部分(重要文化財指定部分)

法 量 120×120×42cm

展示室 「教員養成のあゆみ」

担当者名(学校・科名)を4段に表示している。

これらのラベルはリスフィルムにより焼付けたもので、この印画紙をアクリル樹脂の板に貼りつけている。

ほかに、写真パネルの下端に貼り付けたスーパーをラベル的に使用したところもある。スーパーは、黒地に白抜き文字の写真プリントを使用している。

6. 解説文の構成

解説文(コピー)は、展示室の導入部に配置したメインコピーと、各項目に副った解説(サブコピー)から成る。

いずれも表現は「です調」とし、小学校6年生程度の学力で理解できるようにした。

メインコピーは、その時代の教育の大きな流れを概述し、サブコピーは山形県内を主体とし、必要に応じて全国的なことがらも併記した。

コピーは、タイトルも含めて黒地に白抜き文字とした。

7. ラベル

ラベルは白地に黒文字で統一したが、記載内容によってラベルの寸法は異なり、類別すれば次のようになる。

タイプA(8.1cm×0.8cm) このタイプのラベルが最も多い。寄贈者名のみを記したもので ○○市 ○○○○氏寄贈と表示している。

タイプB(8.1cm×1.8cm) 資料名と年代を表示。

タイプC(8.1cm×2.8cm) タイプDと共にジオラマに使用している。

資料名と寄贈者名を表示。

タイプC'(8.1cm×3.4cm) タイプCと同じ構成であるが、寄贈者名が複数になっている。

タイプD(11cm×3.5cm) 学校模型のラベルで、学校名・竣工年・所在地・製作

8. 教育史年表

2階休憩室に教育史年表を配置し、ベンチに腰をおろしながら山形県の教育のあゆみを概観できるようにした。

年表は、133.5×30cmの縦長のパネルを枠の中に横に並べてハメ殺しにしたもので、パネルは13枚から成り、全体の大きさは縦210cm、横400cmとなる。

昭和元年(1926)を基点として10年ごとに区切り、昭和以前についても同様に10年ごとに区切ったが、1865年以前は事項が少ないためもあって、1枚のパネルで処理した。

県内の出来事を黒字、全国的な事項を赤字で表示し、県内の動きと全国的なう勢とを対比できるようにした。

10年間を1枚のパネルで扱ったのは、項目の多寡によってその年代の教育の動きを視覚的に把握することができるようにしたものである。また、ところどころに校舎や扁額などの写真を挿入し、文字だけから成る年表の単調さを補った。

パネル枠の上部には、初等教育を主にした教育制度の変遷を図示し、理解の便を図った。

項目は、寛永18年(1641)の『岡山藩「花島教場」を設立(藩校のはじめ)』から昭和55年『山形県立博物館教育資料館が開館』まで335項目から成る。

今にして思うことであるが、パネルの追加によって発展できるシステムを考えるべきであった。

V 問題点と今後の課題

(1) 収蔵庫について

収集資料は、開館時すでに7,200点余に及んでおり、その内展示し得たものは、別表に示すように870点にすぎず、その後も資料は増加の一途をたどっている。一方、収蔵スペースは、階段の上下に計4部屋（階段の上は1坪づつ、下は2坪強）があるにすぎない。開館後、原位置に移築復元した門衛所をはじめとして、収蔵スペースとして利用可能なところはすべて利用し、なおかつ不足している部分については、隣接する県立山形北高等学校の土蔵（師範学校時代からのもの）を借用するなどしているが、それでも収蔵スペースは圧倒的に不足している。また、当然ながら資料の整理スペースもなく、整理中の資料を事務室に山積みにしたり、借用中の土蔵にこもって整理作業を行ったりと、職員はその都度右往左往している。収蔵庫の早急な整備が望まれる。

(2) 照明について

パネルケースの照明には赤外線防止処理を施した蛍光灯を使用しているが、展示室全体の照明はシャンデリヤ（100ワット白熱灯×6灯）と外光にたよっている。

開館当初は、窓から無制限に外光が入り込む状況にあったが、後に現状変更の許可を得て、西側と南側の外窓にブラインドを設置してからは、陽射しの強い時には外光を遮断するなど、調節が可能になったが、シャンデリヤだけでは室内の照明は充分とはいえず、ブラインドをおろすと室内は暗くなってしまう。

展示効果と資料の保存とは互いに背反し合う条件をもつものであるが、展示の効果を考えると、もう少し光量が必要と思われる。

(3) 資料の退色・劣化について

館内には、事務室に暖房設備があるだけで、他の室は気温・湿度共に館外と同様の昇降をくり返している。加えて前述の照明に係わる問題もあり退色・劣化を助長する要素は沢山ある。特に露出

展示しているジオラマ等の衣服類には、ホコリがささったりして劣化の度合いを速めているようである。また、当初は予想しなかったことであるが、パネル類の汚れ、退色が目につくようになってきている。

(4) システム・パネルについて

エレメント・パネルは、発泡スチロールの基板に写真等を貼り付けてマジック・テープで固定する方法を採っているが、これらの材質の膨張率が違うため、空気中の湿度を吸収して反り、剥落するという事故がおきている。

基板にマジック・テープを接着しなおすという処置で何とかしのいできたが、基板の材質や固定方法など、抜本的な検討が必要と思われる。

(5) 企画展示スペースについて

館内をくまなく利用しているので、企画展示を行うことが困難である。当初の計画では、第6展示室の半分を企画展示スペースに充てることとしていたが、開館してみると、それぞれに不可欠な項目であり、一時的にせよ当該展示項目を常設展示からはずすことは困難なことがわかった。

過去2度程行った企画展示では、比較的ゆったりした構成を採っている第7展示室の一部や、休憩室、校長室などを使用しているが、常設展示の展示意図がその都度損われていることは否めない。

常設展示に抵触しない、企画展示スペースの確保は、収蔵庫の問題と並ぶ最も大きな課題であろう。

展示資料一覧

		第1室	第2室	第3室	第4室	第5室	第6室	第7室	その他	計
資 料	実物	60(85)	74(1)	93(10)	60(42)	52(13)	219	89	53	851
	模造・複製	6	5	1	0	0	0	0	0	12
	模型	0	2	2	0	0	0	1	0	5
	拓本	1	1	0	0	0	0	0	0	2
パ ネ ル	文字	12	6	7	3	2	24	4	2	60
	図表	2	6	7	1	1	10	4	0	31
	写真	14	7	29	7	20	73	14	0	164
	解説	1	1	1	1	1	1	1	1	8
ジオラマ等		1	1	1	1	1	0	0	0	5
V T R		0	0	0	0	1	0	0	0	1

凡例

- ・ パネルは文字・図表・写真に3分し、複合しているもの(主としてメインパネル)は解説パネルと称した。
- ・ タイトルパネルは文字パネルに含めた。
- ・ ジオラマ等に使用した実物資料は、実物資料欄に()で示した。

展示事業に係わった旧職員

館長 (数字は在職年度を示す)

菅田 慶恩(S. 51~53)

遠藤 来二(S. 54)

鈴木 幹雄(S. 55~56)

副館長

遠藤輝太郎(S. 51~53)

大場 義夫(S. 54~55)

業務課

吉野 智雄(業務課長 S. 46~57)

板垣 英夫(主任学芸員 S. 46~56)

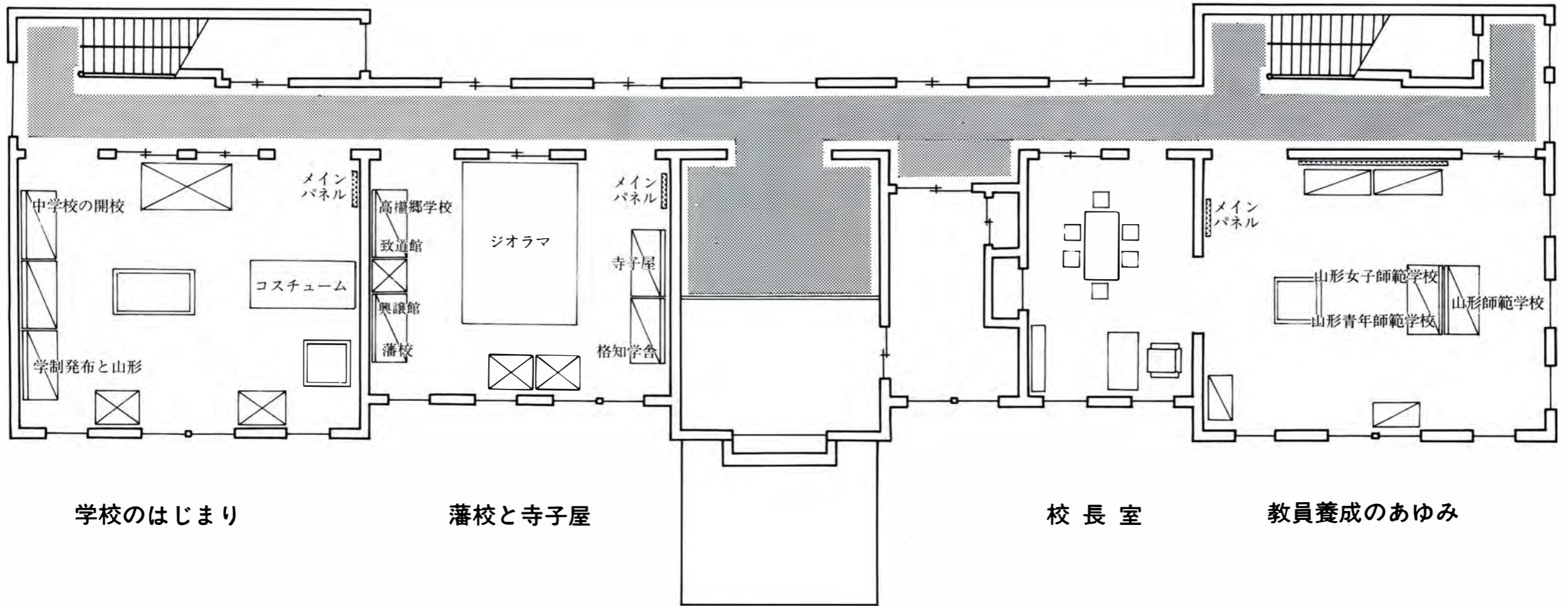
保角 里志(学芸員 S. 53~56)

笠原 二郎(嘱託 S. 54)

堀口 昌太(嘱託 S. 55~57)

図 版 お よ び 資 料

展示室の配置(1階)



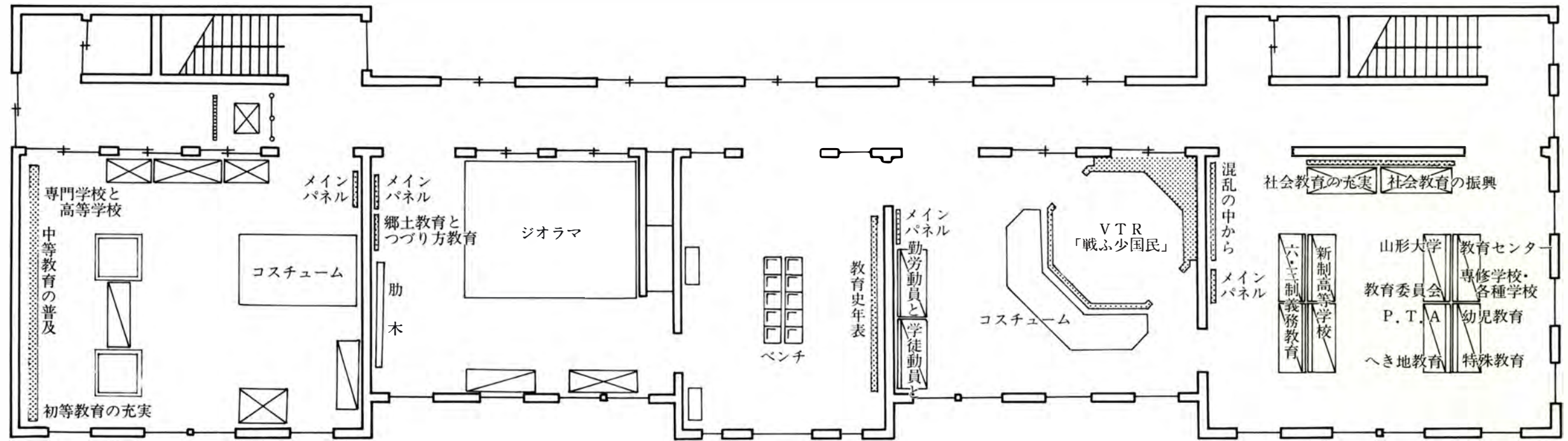
学校のはじまり

藩校と寺子屋

校長室

教員養成のあゆみ

展示室の配置(2階)



明治から大正へ

昭和初期の教育

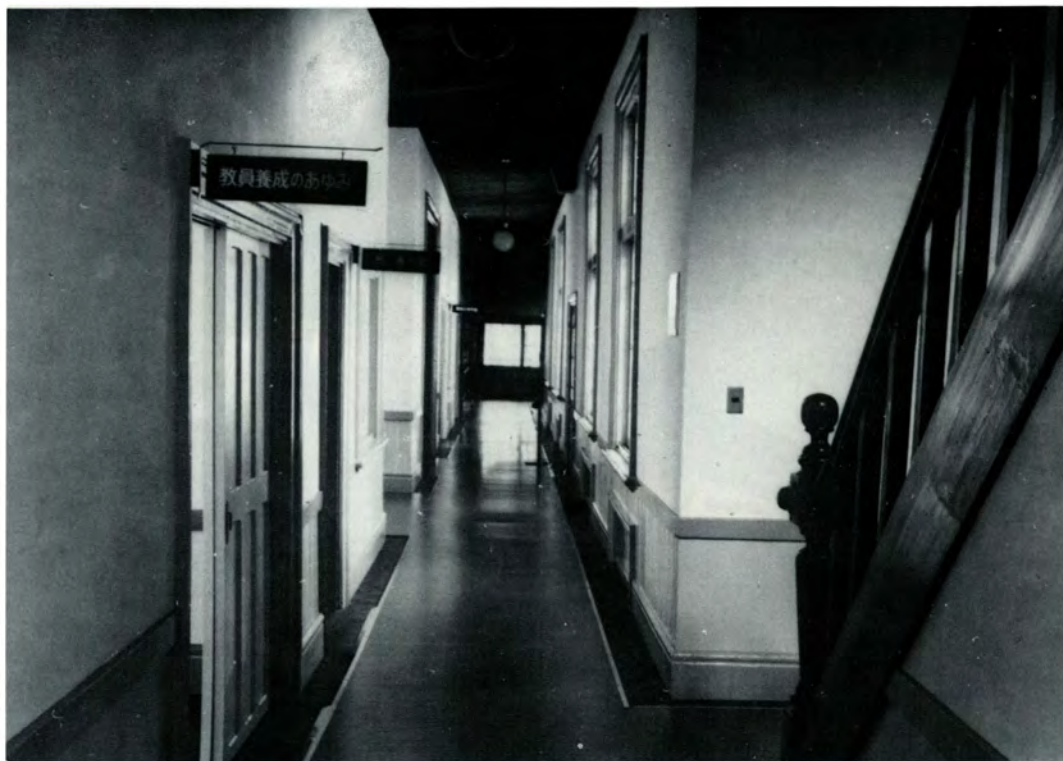
休憩室

戦時下の教育

新しい教育



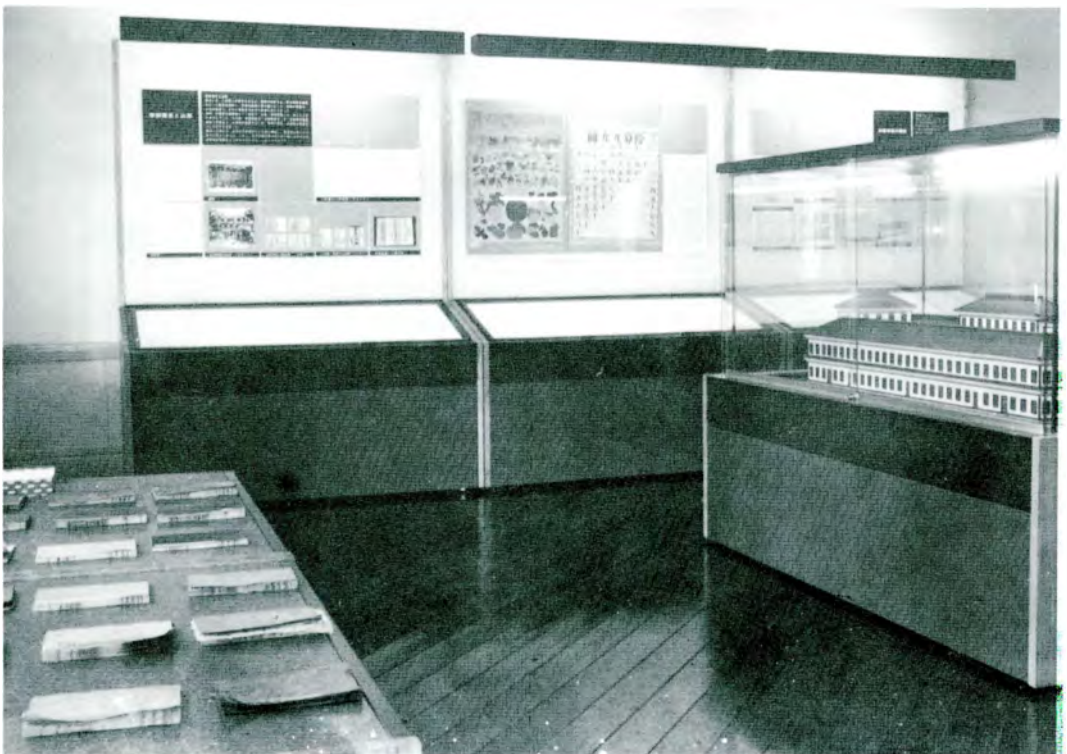
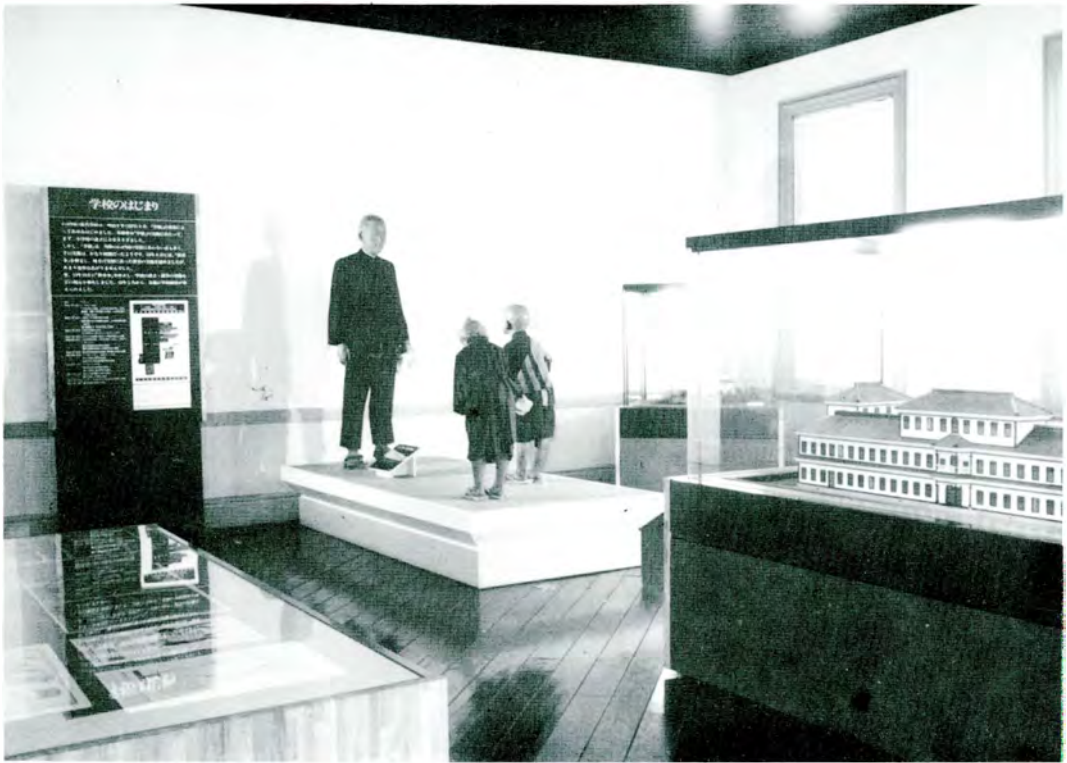
▲ 資料館正面



▲内部（廊下）状況
▼校長室復元状況



◆ 第1展示室「藩校と寺子屋」展示状況



◆ 第2展示室「学校のはじまり」展示状況



▲第6展示室「新しい教育」展示状況

▼第7展示室「教員養成のあゆみ」展示状況



◀ パネルケースと展示資料



▼ 露出展示状況

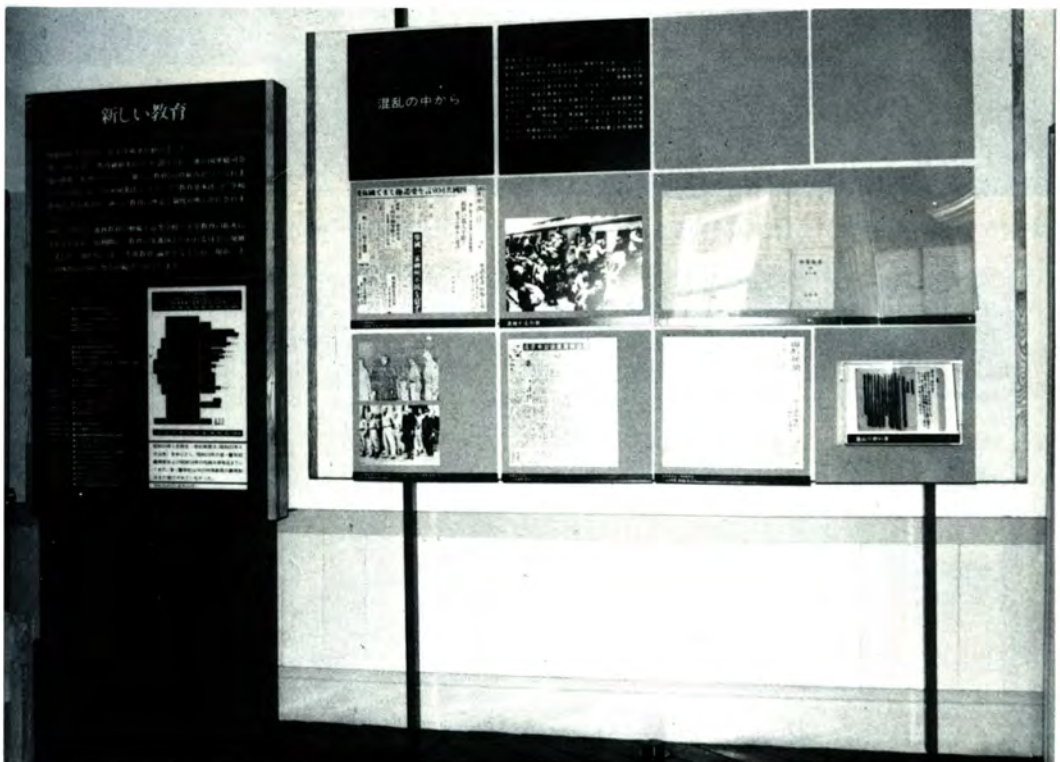


▲「寺子屋の手習い風景」ジオラマ
▼「大正時代の児童生徒」コスチューム



▲「小学校の授業風景」ジオラマ

▼「戦時下の学校」コスチューム



▲システムパネル展示状況
▼メインパネルとシステムパネル



- ▲学校模型「朝陽学校」
- ▶学校模型「山形高等学校」
- ▼教育史年表

寒河江・西村山地区の絵馬

—獅子ヶ口諏訪神社を中心に—

金山耕三[※]

1 はじめに

本館では、昭和59年度の調査研究事業の一つとして山形県内の絵馬の所在調査を実施し、その結果を「山形県の絵馬—所在目録—」として発行すべくその準備をすすめているが、筆者も職員の一員として事務局を担当するとともに、補完調査という形で、寒河江・西村山地区を中心に調査に参加する機会を得た。

寒河江・西村山地区の調査員に委嘱した阿部西喜夫氏（山形県文化財保護審議会委員・寒河江市文化財保護委員長）のお手伝いとして参加したものであり、しかも絵馬については全くの素人であるが、地区内1市4町にわたって1,000面余の絵馬を拝することができたので、その一端を紹介することにより、忘れられつつある絵馬に目を向け、光を当てるきっかけになればと思い本稿をまとめることにした。

絵馬の成立や分類等については多数の論稿があり、また、本館が実施した今回の絵馬調査の目的や調査体制等については報告書「山形の絵馬—所在目録—」で述べるはずなので、本稿では、筆者



西川町・諏訪神社(獅子ヶ口諏訪神社)拝殿内部

の調査の中心であった寒河江・西村山地区の絵馬について具体的に紹介したい。

絵馬は、「馬を描いた奉納額」とする考え方もあるが、「寺社に祈願、報謝、供養のために奉納した額」とする広義の考え方が一般的で本館の今回の調査もこの広義の立場にたって実施した。従って、絵が描かれていないことの多い俳額や算額等の文字額や、銭塔額、金の額等も対象とした。また、年代的には原則として明治時代までとした。

筆者の調査も当然のことながら以上の立場に立って行ったが、年代については現代までを対象として悉皆調査に近づけるように努めた。ただし、観音堂や地藏堂に数多くみられる御詠歌の文字額や寺社名の扁額は原則として調査対象からはずした。

従って、本稿は、調査員や協力者から提出された「絵馬調査カード」と筆者の調査メモを主たる資料としたものである。「絵馬調査カード」は筆者提出分のほか、阿部西喜夫氏、那須貞太郎氏、鈴木聖雄氏および本館学芸員野口一雄氏提出のカードも利用させていただいた。なお、諸氏のカードを利用させていただいた分については可能な限り筆者自身も調査確認するように努めたが、寒河江市慈恩寺・華蔵院地藏堂についてはついに機会を得なかった。

2 寒河江・西村山地区の絵馬

寒河江・西村山地区は寒河江市と西村山郡からなり、西村山郡は朝日町・大江町・河北町・西川町の4町からなっている。寒河江市は昭和29年、

〈図1〉 寒河江・西村山地区の位置



町村合併により成立した市で、以前は西村山郡に属し、寒河江市発展の核になった寒河江町は、また西村山郡の中心であり、今日も同様に、寒河江・西村山地区は一つのまとまりを保っている。

寒河江・西村山地区は山形県のほ

ぼ中央に位置し、村山地方の西部、一部を除いて最上川の西岸にあたり、東部は平野部、西部は月山・葉山・朝日連峰に続く山地となっている。

寒河江川・月布川・朝日川等、月山や朝日連峰から発する最上川の支流と、さらにその支流が多数あり、その流域に多数の集落が点在しており、集落は、最上川沿いの平野部のみならず、かなり奥の山間部にまでおよんでいる。

(1) 絵馬の分布

今回の調査で寒河江・西村山地区に於いて確認することができた絵馬は、139 堂舎に奉納されている1,027面である。市町村別にみると、寒河江市

〈図2〉 絵馬掛額堂舎の分布



が45堂舎405面、朝日町が25堂舎121面、大江町が41堂舎149面、河北町が8堂舎137面、西川町が20堂舎215面である。寒河江市・朝日町・大江町・西川町の1市3町についてはかなりの割合を調査したものとみているが、河北町については緒についたばかりで、未調査の分がかなり残っているものと思われる。

絵馬が奉納されている139堂舎の分布は<図2>の通りである。図示しなかったが、絵馬が掛かっている堂舎もかなりの数に上っている。絵馬数別堂舎数は<表1>の通りである。

絵馬数の最も多い堂舎は西川町稲沢・諏訪神社（獅子ケ口諏訪神社）で、105面を数え、県内最多とみられる。次いで河北町根際・子安観音堂の85面、寒河江市八幡町・寒河江八幡宮の71面、同市慈恩寺・慈恩寺本堂の58面、大江町小漆川・巨海院の27面となっている。

病気平癒や子育てに霊験あって近郷近在の信仰を集めた獅子ケ口諏訪神社や根際・子安観音堂には参詣図など小形の絵馬が多く、歴史的に寒河江・西村山地区の中心的な社寺として尊崇されてきた寒河江八幡宮や慈恩寺には大形の豪華な絵馬が多い。

<表1> 絵馬数別堂舎数

	寒河江市	西村山郡	合計
1～9	36	81	117
10～19	7	10	17
20～29		1	1
30～39			
40～49			
50～59	1		1
60～69			
70～79	1		1
80～89		1	1
90～99			
100以上		1	1
合計	45	94	139

また、最上三十三所霊場の観音堂には多数の絵馬が奉納されている場合が多いが、寒河江市落衣観音寺観音堂（落裳観音）、同市丸内・長念寺観音堂（長岡観音）・河北町岩木・慈眼院観音堂（岩木観音）にもそれぞれ10面前後掛かっている。

以上のように、獅子ケ口諏訪神社や根際・子安観音堂をはじめ、西川町間沢・東泉寺、大江町左沢・医王寺薬師堂等の病気平癒や子育てに御利益ありとされる堂舎や最上三十三観音には近郷近在の信者から多数の絵馬が奉納されている場合が多いが、大江町小漆川・巨海院や寒河江市柴橋・柴橋寺等のように、ほとんどが檀家からの奉納とみられる多数の絵馬を伝えている例もみられる。

一方、古くから諸国からの参詣人で賑った西川町岩根沢・月山出羽湯殿山三山神社（岩根沢三山神社、旧日月寺）や同町横岫・金山神社（八聖山不動尊）、朝日町大沼・浮島稲荷神社、寒河江市平塩・熊野神社等には絵馬は意外に少なく、しかもほとんどが明治時代以後のものである。明治維新に伴う神仏分離、排仏毀釈が大きく影響しているものと思われる。

(2) 絵馬の奉納年代

寒河江・西村山地区の絵馬を奉納年代別に分類すると<表2>の通りである。紀年銘による分類であり、銘が消えていたり、裏面まで銘の有無を確認できないもののがかなりあったりで、必ずしも完全なものとはいえないが、一応の目安にはなるものと思われる。

長い年代の間には破損・破却・焼失等、伝存にかかわる問題もあり、そのまま絵馬奉納の多寡を物語るものでないことはいうまでもないが、江戸時代の末頃から多くなり、明治時代中頃から大正時代にピークを迎え、昭和時代に入って急速に減少したことがうかがえる。

寒河江・西村山地区は古い絵馬を多数伝存している地区で、慈恩寺本堂には県内最古の天文10年（1541）の装束官人図をはじめ、同12年の官人参

〈表2〉奉納年代別絵馬数 (紀年による)

	寒河江市	西村山郡	合 計
1541～	5		5
61～	28		28
81～			
1601～	2		2
21～	1		1
41～			
61～	1		1
81～	5	3	8
1701～	1	2	3
21～	9	2	11
41～	7	1	8
61～	2	10	12
81～	6		6
1801～	18	7	25
21～	14	8	22
41～	32	41	73
61～	21	69	90
81～	77	156	233
1901～	89	134	223
21～	19	59	78
41～	2	11	13
61～	5	7	12
81～	1		1
不 明	60	112	172
合 計	405	622	1,027

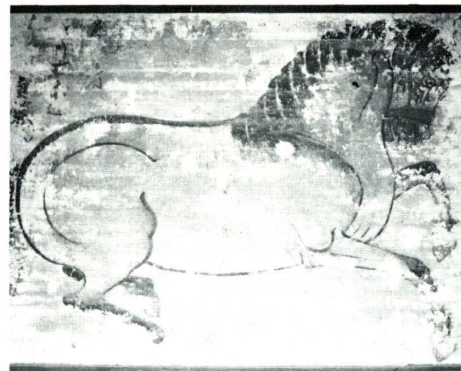
詣図、永祿元年(1558)の駿馬図・繫馬図、天正6年(1578)の三十六歌仙図26面等が納められており、同市平塩・松本坊には、もともと同所・熊野神社に掛けられていた天正5年の笛吹図が所蔵されている。県内で確認されている安土・桃山時代までの絵馬18件43面のうち8件33面が寒河江市に伝存しているのである。

堂舎による年代差もいちじるしく、獅子ケ口諏訪神社は天保13年(1842)から昭和6年までに及び、根際・子安観音堂は嘉永6年(1853)から昭

〈表3〉主な堂舎の奉納年代別絵馬数

	獅子ケ口 諏訪神社	子安 観音堂	寒河江 八幡宮	慈恩寺 本堂	巨海 院
1501～				2	
1551～				30	
1601～				3	
1651～				1	
1701～			4	5	
1751～			7	2	
1801～	4		7	13	2
1851～	48	29	27	2	16
1901～	30	32	13		6
1951～		2	2		1
不 明	23	22	11		2
合 計	105	85	71	58	27

和54年まで、寒河江八幡宮は享保3年(1718)から昭和40年まで、慈恩寺本堂は天文10年(1541)から明治16年(1883)まで、巨海院は文政4年(1821)から昭和38年までとなっている。以上5堂舎の絵馬を年代別に分類すると〈表3〉の通りとなる。このほか、寒河江市柴橋・伊豆神社のように、紀年銘のある14面の絵馬のうち12面が江戸時代のものであった堂舎がある一方、全部が明治時代後半以後という堂舎も多い。



駿馬図(永祿元年)郷目貞繁筆
寒河江市・慈恩寺本堂

(3) 絵馬の内容

絵馬は、祈願や報謝の意を込めて神仏に奉納したものであるが、図柄や銘文等に奉納の意図が明らかでないもの、明らかでないもの、絵だけのもの、文字だけのもの、馬の絵、人物の絵等々、その内容は多種多様である。

絵馬の内容の分類は種々試みられているが、奉納の意図には無関係に、純粋に図柄や内容によって次の9つに分類・整理してみたい。

- ① 動物図……馬図・牛図・鳥図・蛇図・龍図・麒麟図他
- ② 生産・生業図……農耕図・養蚕図・大工図・砂金採り図・木流し図他
- ③ 船 図……海船図・川船図
- ④ 学芸図……針子図・俳額・和歌額・算額・金的額他
- ⑤ 故事・説話図……武者図・故事図・説話図・歌仙図他
- ⑥ 参詣図……霊場札打ち図・三山登拝図・参詣図・礼拝図他
- ⑦ 風俗図……祭典図・舞踊図・歌舞伎図・婚礼図・遊児図・通学図他
- ⑧ 神仏・社寺図……神仏図・社寺図・地獄極楽図・銭塔額・銭灯籠額・鳥居

<表4> 内容別絵馬数

	寒河江市	西村山郡	合 計	%
動物 図	4 5	4 1	8 6	8.4
生産・生業図	6	1 5	2 1	2.0
船 図	1	3	4	0.4
学 芸 図	6 2	8 1	1 4 3	13.9
故事・説話図	8 2	4 4	1 2 6	12.3
参 詣 図	1 2 5	2 3 5	3 6 0	35.1
風 俗 図	2 6	7 5	1 0 1	9.8
神仏・社寺図	3 1	4 9	8 0	7.8
そ の 他	2 5	7 6	1 0 1	9.8
不 明	2	3	5	0.5
計	4 0 5	6 2 2	1,0 2 7	

<表5> 学芸図内訳

	寒河江市	西村山郡	合 計
寺子屋 図	1		1
針子 図	1 4	2 3	3 7
俳 額	3 0	5 1	8 1
(うち前句附額)	(8)	(31)	(39)
和 歌 額	3	3	6
漢 詩 額	4		4
算 額	3		3
芸事稽古図	1	1	2
針子作品額	1		1
刀 額	1		1
武道大会記念額	4	3	7
(うち金的額)	(3)		(3)
計	6 2	8 1	1 4 3

額他

- ⑨ その他……剣額・身体図(目図・乳房額等)他

寒河江・西村山地区の絵馬を以上の内容で分類すると<表4>のようになる。参詣図が圧倒的に多く、全体の3分の1を占める。中でも家族や母子で堂舎に参詣する姿を描いた絵馬はほとんどの堂舎で見られ、また、最上三十三霊場順礼の姿を描いたものも多い。

次いで多いのは学芸図で、内訳は<表5>

の通りである。中でも庶民の間に大流行した前句附の額を含む俳額の多いのが目立つ。

次に、各内容の絵馬の中から2・3具体的に紹介したい。

- ① 動物図 動物図ではなんといっても馬図が多く、各年代を通じて奉納されている。最も古いのは慈恩寺本堂に掛かっている、郷目貞繁筆の、永祿元年(1558)奉納の繫馬図・駿馬図2面で、県内でも南陽市・薬師寺の弘治2年(1556)の繫馬図に次ぐものである。同じ慈恩寺本堂の寛永15年(1638)の南蛮人曳馬図は、図柄はもちろん、

鎖国体制に入ってから奉納という点からも注目される。大江町橋上・赤祇春日神社の貞享2年(1685)の繫馬図や寒河江市君田町・船着観音堂の元禄元年(1688)の繫馬図にみられる「奉納馬形一(老)疋」の銘は、絵馬発生の経緯を物語るものといわれる。

龍図は各地の堂舎にみられるが、雨乞いの祈願や報謝の意を込めて奉納されたものであろう。同じ架空の動物として、麒麟図が寒河江市七日町・祐林寺に対で奉納されている。図柄と共に元禄3年(1690)と古いもので注目される。

② 生産・生業図 朝日町太郎・大日堂の安政3年(1856)の農耕図、同堂の明治36年(1903)の馬耕図、寒河江市本楯・毘沙門堂の万延元年(1860)の四季農耕図と、稲作の様子を描いた農耕図を3面確認することができた。養蚕図も朝日町宮宿・豊龍神社の慶応3年(1867)奉納のものをはじめ7面確認することができた。

そのほか、大江町用・岐島神社の元治2年(1865)の社殿屋根葺図、同町諏訪原・日光社の慶応2年の大工図、朝日町真中・稲荷神社の明治11年の糸取り図などがあり、また、年代不詳ながら、西川町岩根沢・要害神社の木流し図および同町吉川・月山神社の砂金採り図は共に県内唯一のもので貴重な絵馬といえる。

③ 船図 寒河江八幡宮の明治11年(1878)の白山丸図は、中山町落合・熊野神社の2面となら



農耕図(安政3年) 東宮齋龍峰筆 朝日町・大日堂



小鶴飼船押絵額(明治19年) 大江町・巨海院

んで最上川流域最上流にあたる弁財船図であり、大江町小漆川・巨海院の同19年の小鶴飼船押絵額および河北町田井・白山姫神社の同43年の小鶴飼船図は、県内の川船絵馬の全部である。これらは江戸時代から明治時代にかけて文物の大動脈として栄えた最上川舟運を物語るものである。

④ 学芸図 女子の習い物の中心的な裁縫塾を描いた針子図が明治期を中心に多数みられるが、寒河江八幡宮の天保13年(1842)のものや本楯・毘沙門堂の安政2年(1855)のように、江戸時代にさかのぼるものもある。

前述のように前句附額を含む俳額がかなり多く、俳句額では朝日町大沼・浮島稲荷神社の宝暦元年(1751)奉納とみられるものが最も古く、前句附額は西川町月岡・稲荷神社の享和3年(1803)の前句附額が最も古く、幕末から明治時代初期にかけて数多く奉納されている。

算額は少く、寒河江市柴橋・伊豆神社の天保10年(1839)、同15年、および同市平塩・熊野神社の明治2年(1869)の、あわせて3面確認したのみである。

武芸額の一つ、金的額も少く、寒河江八幡宮の文化11年(1814)のものなど3面のみである。

同宮の安政6年(1859)の芸妓稽古図や巨海院の明治35年の芸事稽古図も珍しい。

⑤ 故事・説話図 大江町顔好・羽黒神社の貞享5年(1688)の富士巻狩図、元禄12年(1700)の志度の海士図、寒河江市宮内・日枝神社の享保20年(1735)の弁慶牛若丸図、西川町小山・熊野神社の文化8年(1811)の菊慈童図、朝日町摂待・阿弥陀堂の安政6年の宇治川先陣図、獅子ヶ口諏訪神社の明治10年代の獅子児落とし図等々、多種多様の図柄がみられ、特に神功皇后の三韓征伐を主題としたものが各所でみられる。



婚礼図(大正12年) 白龍堂泰山筆
河北町・慈眼院観音堂

⑥ 参詣図 家族や母子で堂舎に参詣する姿を描いたものがほとんどの堂舎でみられ、花や絵馬を持ったものもあり、獅子ヶ口諏訪神社には獅子頭を持っている姿のものもある。花を持った参詣図は寺院や観音堂に数多くみられ、供養のためのものとみられる。

最上三十三観音を順拝する姿を描いたものも多く、大集団からなる講中順礼図や母子順礼図等、大小様々である。

出羽三山登拝図には、西川町本道寺・湯殿山神社の明治25年(1892)の、登拝口から月山山頂まで白衣の道者が続いている様子を描いた月山登拝図や、岩根沢三山神社の同26年の湯殿山宝前礼拝図などがある。

⑦ 風俗図 寒河江八幡宮の宝暦12年(1762)の流籠馬図には祭を祝う人々の姿が生き生きと描かれており、同市島の御嶽小森両所神社の雨乞い成就を記念して奉納された大正8年(1919)の雨



月山登拝図(明治25年) 西川町・湯殿山神社

乞い図にも歓喜する農民の姿が描かれている。

寒河江市留場・稲荷神社の明治18年、および同市日和田・八幡神社の昭和4年の2面の田植踊図があり、獅子ヶ口諏訪神社には多数の獅子舞図が奉納されている。

結婚前に逝った息子や娘を供養する婚礼図(ムカサリ図)は村山地方に特徴的なものとされるが、寒河江・西村山地区には意外に少く、寒河江市2面、大江町2面、河北町10面、合計14面で、年代別にみると、明治時代1面、大正時代4面、昭和時代9面となり、比較的新しいもののみである。

⑧ 神仏・社寺図 大江町橋上・赤祇春日神社の正徳3年(1713)の七福神図や河北町白山堂・白山神社の享保11年(1726)の七福神図、根際・子安観音堂の元治2年(1864)の阿形・吡形2面の金剛力士像図などがあり、子供を抱いた地藏尊や観音像の図も多い。

寛永通宝等の穴あき銭を板に打ちつけて五重塔や灯籠、鳥居などを表わした額も方々でみられ、銭塔額の最も古いものは慈恩寺本堂の元和6年(1620)のものである。

⑨ その他 剣額は、朝日町大滝・不動堂や西川町横岫・金山神社(八聖山不動)等、不動堂に多数奉納されているが、同町根子・大神宮をはじ

め他の神仏をまつる堂舎にもよくみられる。寒河江市白岩・三日月不動堂の享保13年(1728)の刷額が最も古い、江戸時代のは少なく、ほとんどが明治時代以後のものである。

布で作った乳房を板や厚紙に貼りつけた乳房額は、母乳がよく出て子どもが健やかに育つことを祈ったもので、寒河江市八楸・長泉寺十王堂に明治22年など4面、根際・子安観音堂に同43年など3面が納められている。



西川町・諏訪神社(獅子ヶ口諏訪神社)社殿

3. 獅子ヶ口諏訪神社の絵馬

次に、寒河江・西村山地区はもちろん、県内でも最多の絵馬を数えるとみられる西川町・諏訪神社(獅子ヶ口諏訪神社)の絵馬について、すこし詳しく述べてみたい。

獅子ヶ口諏訪神社は、山形県西村山郡大字吉川字稲沢に所在する神社で、東流する寒河江川の右岸、寒河江川を見下ろすところにあり、周囲はケヤキ・スギなどの大木でおおわれている。

社伝によると、元禄15年(1702)、寒河江川の中にある獅子頭形の岩上に諏訪神社をまつる堂宇を建立したのがはじまりで、慈恩寺宝蔵院末の修験惣持院が奉仕していたが、明治3年(1870)、神仏分離令により諏訪神社を称し、同16年、洪水の難を避けて本堂を現在地に移し、さらに拝殿・幣殿を建立して今日にいたっている。

いつの頃からか婦女子の守護神として尊崇され、特に婦人病や子どもの脱腸など、腰下の病氣平癒

と安産に霊験あらたか、近郷近在の人々の信仰を集めてきた。

社殿は、間口2間、奥行1間半の本殿、間口1間1尺5寸、奥行1間半の幣殿、間口2間半、奥行1間半の拝殿からなり、この大きいとはいえない社殿に、獅子頭やちょうちん、絵馬などの奉納物が所せましと納められている。

これらのうち絵馬は大小あわせて105面で、本殿および拝殿に掛かっているのが約4割、残りは本殿内に整然と立てかけられている。従って現在、参拝客が目にする事ができる絵馬は、拝殿に掛かっている約30面のみである。

(1) 絵馬の形と大きさ

獅子ヶ口諏訪神社に奉納されている絵馬は、家形が2面あるのみで他はすべて長方形である。これらを、枠を含む大きさ別に分類すると<表6>の通りとなる。慶応元年(1865)の俳額が縦57.5

<表6> 獅子ヶ口諏訪神社大きさ別絵馬数

(枠を含む最大長 cm)

縦 \ 横	20~	30~	40~	50~	60~	70~	80~	90~	100~	110~	120~
20~			2								
30~	1	2	15	8	3						
40~		7		10	18	5	1				
50~		2	5		2	5	2				1
60~	1		2	1				4		1	
70~			3	1	1	1					
80~							1				



絵馬奉納参詣図(明治29年)小松雲涯筆 獅子ヶ口諏訪神社



獅子舞図(天保13年) 獅子ヶ口諏訪神社

cm、横18.5cmで最大で、明治29年の絵馬奉納参詣図が縦67cm、横116.5cmでこれに次ぎ、最小のものは昭和6年の学生図の縦35cm、横21.5cmである。全体的に小形で、横長の長方形が多い。

(2) 絵馬の奉納年代

獅子ヶ口諏訪神社の絵馬の奉納年代を紀年により見てみると、最も古いものが天保13年(1842)の獅子舞図、最も新しいものは昭和6年の学生図で、年代別に分類すると<表7>の通りとなる。

江戸時代後期からみられ、1891年から1910年まで、すなわち明治時代後期に特に多くなり、昭和

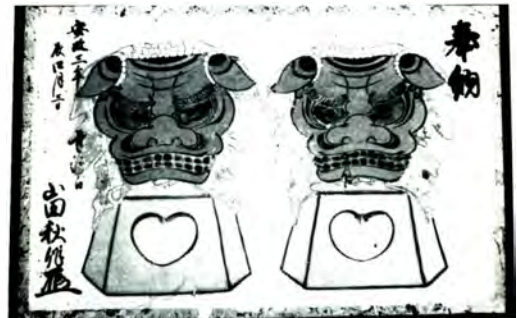
時代に入ると急に少くなっているが、比較的コンスタントに奉納されており、長く信仰されてきたことがうかがわれる。本殿が移築された明治16年以前の絵馬が、江戸時代のもの14面を含む29面も数えられることは、こうした機会に処分されることが多いことを考えると注目されることである。

(3) 絵馬の内容

獅子ヶ口諏訪神社に奉納されている絵馬を内容別に分類すると<表8>の通りとなる。参詣図が圧倒的に多く、風俗図がこれに続いている。参詣図をさらに細分すると、家族連れや親子で参詣する姿を描いたものが34面、絵馬を持参して参詣している絵馬奉納参詣図が5面、獅子頭を持参して参詣している獅子頭奉納参詣図が13面、そして礼拝図が1面となっている。絵馬奉納参詣図も獅子頭奉納参詣図も、家族連れや親子で絵馬や獅子頭を持って参詣しているものが多いが、別あつかいとした。

<表7> 獅子ヶ口諏訪神社奉納年代別絵馬数

年 代	数
1841~1850	4
1851~1860	5
1861~1870	7
1871~1880	10
1881~1890	10
1891~1900	16
1901~1910	13
1911~1920	9
1921~1930	7
1931~1940	1
不 明	23
合 計	105



獅子頭奉納図(安政3年) 獅子ヶ口諏訪神社

〈表8〉主な堂舎の内容別絵馬数

	獅子ケロ諏訪神社	子安観音堂	寒河江八幡宮
動物図	4	3	13
生産・生業図	1		2
船図			1
学芸図	1	1	20
故事・説話図	9	2	16
参詣図	53	52	8
風俗図	20	13	3
神仏・社寺図	7	9	1
その他	9	5	6
不明	1		1
合計	105	85	71

親子の参詣図や絵馬奉納参詣図は他の堂舎でもよくみられるものであるが、獅子頭奉納参詣図はこの獅子ケロ諏訪神社独特のもので、獅子頭をささげ持っているもの、頭につけているものなど様々の図柄がある。獅子ケロ諏訪神社から奉納されている獅子頭を借り出して自宅で礼拝し、願いがかなえられると借りた獅子頭を返し、さらに新

しい獅子頭を奉納する風習があり、獅子頭奉納参詣図は願いがかなえられたお礼参りの姿をあらわしたものとみられる。その他の項に入れた、三方に載せた獅子頭奉納図や、獅子頭のみを描いた獅子頭図も同様のお礼、すなわち報謝の心をあらわすものとみられる。

親子の参詣図の中には母親が子どもを背中の肌直接背負っている姿を描いたものが数面みられ、安産のお礼参りとも考えられる。

なお、獅子に関係した内容のものは他にもみられる。風俗の項に入れた獅子舞図15面もそれで、この15面以外にも獅子舞を見ながら参詣している姿を描いた参詣図や獅子舞を大きく描いた天の岩戸図がある。獅子ケロ諏訪神社には獅子舞が伝わっておらず、行われた形跡もないとのことから考えると、単に神社名にちなんだ図柄と考えられる。

そのほか、獅子児落とし図や唐獅子図などがあり、獅子に関連したこれらの絵馬は獅子ケロ諏訪神社独特のもので、全体の43%にあたる45面を数える。

子育てに霊験あつて信仰を集めた河北町根際・子安観音堂も参詣図が圧倒的に多く、ほとんどが母子や家族連れの様子の参詣図である。ただ、それらのうち花や珠数を持って参詣する姿や墓碑を描いたものが約半数を占め、婚礼図(ムカサリ図)3面や子どもが遊んでいる姿を描いた遊児図2面など



獅子児落とし図(年代不詳) 芝原筆
獅子ケロ諏訪神社



遊児図(大正8年)後藤泰山筆
河北町・子安観音堂

と共に、最上三十三観音など他の観音堂同様、供養のための絵馬が多いようで、お礼参り、すなわち報謝のための絵馬が多い獅子ヶ口諏訪神社と対照的である。

一方、病氣平癒等具体的な御利益と関係なく尊崇された寒河江八幡宮の場合は内容に極端な片寄りは見られない。

獅子ヶ口諏訪神社には、病氣平癒の霊験あらたかなことを反映して参詣図が多数奉納され、また獅子頭奉納参詣図や獅子舞図等、獅子に関係した独特の絵馬が数多く奉納されている。ただし、婦

人病など腰下の病気に霊験ありとのことから腰部図などの存在を期待していたが1面もみられなかった。

(4) 絵馬奉納者の分布

獅子ヶ口諏訪神社に奉納されている絵馬の奉納者のひろがりを見ると<表9>の通りである。近隣の寒河江市・大江町が最も多く、山形市がこれに次いでいるが、東田川郡藤島町や宮城県仙台市を含め、かなり広い範囲にわたっている。これは根際・子安観音堂や寒河江八幡宮の場合、地元奉

<図3> 獅子ヶ口諏訪神社絵馬奉納者の分布(村山地方のみ)



〈表9〉主な堂舎の奉納者住所別絵馬数

	獅子ヶ口諏訪神社	子安観音堂	寒河江八幡宮
寒河江市	17	8	26
朝日町	4	2	
大江町	17	2	1
河北町	9	47	
西川町	7		1
山形市	15	1	
天童市	3	3	
中山町	8	1	2
山辺町	1	1	1
村山市	3		
東根市	1	5	
大石田町	2		
その他	2	(1)	1
不明	16	15	39
合計	105	85	71

()内は他市町の者と共同奉納

納のものが圧倒的に多いことと対照的で、獅子ヶ口諏訪神社の信仰圏の広さを物語るものとみてよいであろう。

町村合併以前の旧市町村別に図示すると〈図3〉の通りである。左沢町(大江町)が10面で最も多く、山形市8面、長崎町(中山町)7面、谷地町(河北町)、本郷村(大江町)各5面と続いている。地元川土居村(西川町)は4面(うち1面は西山村(西川町)の者と共同奉納)と意外に少なく、また、極端に集中している所もなく、近郷近在に平均して分布していることがうかがわれる。

4. おわりに

寒河江・西村山地区でも、ほとんどの堂舎で祈願や報謝、供養の意を込めて神仏に奉納した絵馬

を拝することができる。年代的には、明治時代後期を頂点にして、室町時代にさかのぼる県内で最も古い装束官人図や官人参詣図から数年前奉納の婚礼図まであり、多種多様な生産・生業図など内容的にも豊富である。

婦人子どもの守り神として信仰を集めた西川町稲沢・獅子ヶ口諏訪神社には、県内最多とみられる105面の絵馬が奉納されており、獅子舞図や獅子頭奉納参詣図など独特の絵馬をはじめ内容的にも豊富で、しかも、祈願成就のお礼、すなわち報謝の意を込めた絵馬が多いようである。

絵馬奉納者は村山地方のほぼ全域におよび、信仰圏の広さをうかがうことができる。また、年代的には明治時代後期をピークに、江戸時代後期から昭和初期まで約100年間におよぶ。昭和6年を最後に、その後の絵馬はみられないが、絵馬には含まれている多数の名刺などから考えると、今日もお根強い信仰を得ていることがうかがわれる。

いずれにしても絵馬を通して堂舎や地域の信仰および風俗の様子、ひいては文学や美術のあゆみをうかがうことができるものとみられ、非常に興味あるものであるが、その調査研究はまだ緒についたばかりのようである。地域の調査を密にし、より正確な理解を図りたいものである。それにしても損傷のひどい絵馬が少なかった。本稿が絵馬に目を向けるきっかけとなり、調査や保存の促進に役立てば幸



獅子頭奉納参詣図(慶応2年)仙如斎雨耕筆
獅子ヶ口諏訪神社

いである。

筆者の調査はほとんど冬期間に実施したが、カンジキをはいて先導して下さった別当の方、神酒や灯明で暖をとりながら長時間立会って下さった宮司さん等々、多数の方々の御協力をいただき、スムーズに調査を進めることが出来た。何回かの補足調査も含め快く御協力をいただいた獅子ヶ口諏訪神社宮司新宮寛司氏はじめ、調査に御協力いただいた各堂舎の住職・堂守・宮司・総代・区長等関係者に厚くお礼申し上げたい。

また、寒河江市や西川町の教育委員会からは合同調査の体制をとっていただいた堂舎もあった。獅子ヶ口諏訪神社もその一つで、西川町郷土史調査員那須貞太郎氏および柴田昌一氏、筆者、それに高校生の愚息隆之の4人が、昭和60年2月1日に調査を行ったものである。愚息隆之は、このほかにも根際・子安観音堂などいくつかの堂舎に同行して計測や写真撮影を手伝い、大いに役立った。寒河江・西村山地区の調査員をお願いした阿部

酉喜夫氏をはじめ那須、柴田両氏、さらに河北町内関係の資料や情報をいただいた鈴木聖雄氏には、合同調査、調査カードや情報の提供等々、多大の御教示と御協力をいただいた。記して厚く感謝申し上げます。

<主な参考文献>

- ① 河田貞『絵馬』（「日本の美術」第92号、昭49）
- ② 仙台市博物館『東北の絵馬展』（昭52）
- ③ 渡辺信三『山形俳諧風土記』（昭52）
- ④ 岩井宏実『絵馬秘史』（NHKブックス339、昭54）
- ⑤ 岩井宏実・山崎義洋『絵馬』（カラーブックス490 昭55）
- ⑥ 渡辺信三『最上三十三観音巡礼記—絵馬をたずねて—』（昭56）
- ⑦ 土田茂範「七軒地区の掛額を読む」（『月刊やまがた』15-9～16-5 昭59～60）

難有之候ハ、急度弁金可仕候、尤江戸表江無相違御届ケ可申上候、為後日仍而如件

寅十一月七日 石沢藤右衛門 ㊦

十日町 佐藤利兵衛殿

(30) 荷物請取手形之事

一、紅花荷物八丸

小仙印十七入三丸
同印十六半入三丸
小松印十八入三丸
同印十七入三丸

此駄賃金三兩貳分也 外ニ壹分雪中ニ付割増候 都合ニテ金三兩三

分也 慥ニ請取申候以上

右者江戸大伝馬町壹丁目 戒屋六郎治殿迄

右之荷物慥ニ預リ申候所実正御座候、然ル上ハ道中ニ而拔袋濡荷火盜難有之候ハ、急度弁金可仕候、尤江戸表江無相違御届ケ可申上候、為後日仍而如件

寅十一月十八日 定飛脚

山形七日町 石沢藤右衛門 ㊦

荷主水戸太田 石沢才兵衛 ㊦

小林新右衛門殿

世話人

佐藤利兵衛殿

△参考文献△

今田信一著「佐藤一族の発展」(『改訂最上紅花史の研究』) 昭和五四年 高陽堂(所収)

横山昭男著「近世後期における紅花流通と城下町商人の存在形態―最上紅花問屋佐藤家を中心として―」(山形歴史学会『歴史の研究』第一四号) 昭和四十七年(所収)

(山形県立博物館学芸員)

追記

生前、玉井先生が詠まれた句、「紅花を積し先祖の道遠し」、「松の木と紅花語る山形児」(『稚児車』) 昭和五八年(所収)を思い出しつつ、玉井茂先生の霊前に捧げる。

昭和五七年四月、本館主催の特別企画展「紅花のすべて展」開催準備の為資料調査に当たっていた故玉井茂先生は、佐藤利兵衛宅に保存されている多くの紅花文書に注目され、特に、「荷預り手形」等に見られる幸領玉井平右衛門、同平兵衛が自分の先祖に当るのではないかと、強い関心を示されていた。その後、佐藤利兵衛氏の好意により、博物館で佐藤家文書を拝読させて頂く機会を得、玉井先生は将来これら紅花文書を紹介したいと話しておられた。先生は仕事中途にして逝かれ、計画も頓挫してしまった。今回、先生の遺志を少しでも汲むことができればと思ひ、ここに佐藤利兵衛家所蔵紅花文書を、「荷預り手形」を中心に紹介した次第である。資料の借用をはじめ、様々な指導を頂いた所蔵者の佐藤利兵衛氏に厚くお礼申し上げると共に、玉井先生と共に佐藤家文書の勉強会を進めた佐藤大吉先生、寺崎厚一先生にお礼申し上げます。

(25) 荷物受負手形之事

一、紅花 六駄也 但シ四箇附也

此駄賃金三拾四兩式分也

但シ南仙白石山崎屋清右衛門との宅方 儘ニ受取申候以上

江戸日本橋川岸 利倉屋金三郎殿行

右之通儘ニ預リ申処実正也、尤道中取急キ御届ケ可申候、若万一途中

おゐて如何様之難事出来候共、急度相弁少も御損毛相掛申間鋪、為後

之荷物受負手形依如件

慶応三年卯三月 玉井平右衛門 ㊦

今旦那様

(26) 荷物受負手形之事

一、紅花 九駄ト式丸 但シ四箇附也

此駄賃金百貳拾三兩式分也

右之内金百四兩式分四厘 儘ニ受取申候

東京川岸 利倉屋金三郎迄

右之通儘ニ預リ申処実正也、尤道中取急キ御届ケ可申候、若万一途中

おゐて如何様之難事出来候共、急度相弁少も御迷惑相掛申間鋪候、為

後日之荷物受負手形如件

明治二年巳三月廿六日 玉井平右衛門 ㊦

大屋旦那様

(27) 荷物受負手形之事

一、紅花 貳駄也 但シ四箇附也

此駄賃金拾九兩也 儘ニ請取申候以上

東京日本橋 戸倉屋金三郎殿行

右之通儘ニ預申処実正也、尤道中最急御届可申候、若万々一途中ニお

ゐて如何様之難事出来候共、急度相弁少も御損毛相懸申間敷候、為後

日荷物請負手形証文依如件

明治三年年十月十三日 浦山屋三郎兵衛 ㊦

佐藤利兵衛殿

(28) 荷物受負手形之事

一、紅花 四箇附式駄也

此駄賃金拾八兩也 儘ニ受取申候以上

東京大伝馬町 村田久藏殿行

右之通儘ニ預リ申処実正也、尤道中取急キ御届ケ可申候、若万一途中

おゐて何様之難事出来候共、急度相弁少も御損毛相掛申間鋪候、為後

之荷物受負手形依如件

明治四年未四月 受負人

今御印様 玉井平右衛門 ㊦

(29) 荷物請取(手カ)形之事

一、最蘭二丸 廿八式丸

極二丸 廿一入丸

此駄賃金壹兩三分也 外ニ式朱雪中割増 都合ニ而金壹兩二分式朱也

儘ニ請取申候以上

右者江戸小網町二丁目 大坂屋嘉兵衛殿行

右之荷物儘ニ預リ申候所実正御座候、然ル上ハ道中ニ而拔袋濡荷火盜

一、仙台紅花 七駄也 但シ四箇附也

此駄賃金拾四兩卷分三朱也

内金卷分三朱ニ引 但シ仙台大河原ノ荷物御預リ申候

惣ニ請取申候

江戸大伝馬町 村田久蔵殿行

右之通惣ニ預リ申所実正也、尤道中取急キ御届ケ可申候、若万一於途中如何様之難事出来候共、急度相弁少茂御損毛相掛申間鋪候、為後之荷預リ証文依如件

文久元年酉七月廿一日 玉井平右衛門

印

佐藤利兵衛殿

(22) 荷請預リ証文之事

一、紅花 四箇ニ附卷駄也

此賃金式兩式分也

当所ニ而請取申候

江戸大伝馬町 村田久蔵殿行

右之通り惣ニ預リ申所実正也、尤道中廿日限り御届ケ可申候、若万一途中ニおゐて如何様之難事出来候共、急度相弁少茂御損毛相掛申間敷候、為後日之荷預証文仍而如件

文久元年酉十月 玉井平右衛門

印

楯岡 吉田勘右衛門殿

(23) 荷請預リ証文之事

一、紅花 七駄ト三箇也 但シ四箇附

此駄賃金拾六兩卷分三朱ト式百文

外ニ江戸ノ大坂迄添金四兩也預リ

惣ニ受取申候以上

江戸日本橋 利倉屋金三郎殿行

村田久蔵殿迄

右之通惣ニ預リ申所実正也、尤道中取急キ御届ケ可申候、若万一於途中如何様之難事出来候共、急度相弁少茂御損毛相掛申間鋪候、為後日之荷請証文依如件

文久二年戊八月十二日 玉井平右衛門

印

半旦那様

浦山三郎兵衛持

(24) 荷受預リ証文之事

一、紅花 七駄也 但シ四箇附也

但シ仙台御城下ノ

此駄賃金拾七兩式分也

惣ニ受取申候以上

江戸大伝馬町三丁目 村田久蔵殿行

右之通惣ニ預リ申所実正也、尤道中取急キ御届ケ可申候、若万々一途中おゐて如何様之難事出来候共、急度相弁少茂御損毛相掛申間鋪候、為後日之荷受証文依如件

文久二戊年十月 荷受負人

半御旦那様

玉井平右衛門

印

宰領

浦山三郎兵衛

安政三年辰十月十一日 玉井平兵衛 ㊦
佐藤利兵衛殿

(17)紅華荷物預リ手形之事

一、紅華廿四箇 但シ六駄也
此賃金拾三兩式分也

於当所儘ニ請取申候

江戸大伝馬丁 村田久藏殿行

右之通儘ニ預リ申所実正也、然ル上者道中十五日限り若道中ニ而如何様之難事出来候得共、少茂御損毛相掛不申急度弁代仕候、為後日荷請証文仍而如件

安政四年巳八月 玉井平右衛門 ㊦

佐藤利兵衛殿

(18)紅花荷物預リ手形之事

一、紅華拾貳箇 イ印
ロ印組三駄也
此賃金六兩三分也

江戸大伝馬丁 村田久藏殿行

右之通儘ニ預リ申所実正也、然ル上者道中十五日限り若道中ニ而如何様之難事出来候得共、少茂御損毛相掛不申急度弁金仕候、為後日荷請証文仍而如件

安政四年巳九月十二日 定宰領

佐藤利兵衛殿

玉井平右衛門 ㊦

(19)紅花荷物預リ手形之事

一、紅花六箇 但シ壹駄ト貳箇也
此賃金三兩壹分式朱也

於当所儘ニ請取申候以上

村田屋久藏殿行

右之通儘ニ預リ申所実正也、然ル上者道中十五日限り若道中ニ而如何様之難事出来候得共、少茂御損毛相掛不申急度弁金仕候、為後日荷請証文仍而如件

安政四年巳九月十六日 定宰領

佐藤利兵衛殿

玉井平右衛門 ㊦

(20)荷請預リ手形之事

一、紅花 壹駄ト三箇 但シ四箇附
此駄賃金四兩式朱ト

壹匁八分七厘五(毛) 但シ雪中増共ニ

当所ニ而儘ニ請取申候以上

江戸大伝馬町三丁目 村田久藏殿行

右之通儘ニ預リ申所実正也 尤道中取急キ御届ケ可申候、若途おゐて如何様之難事出来候共、急度相弁少も御損毛相掛中間鋪候、為後日之荷預リ手形依如件

万延元年申十月十一日 玉井平右衛門 ㊦

橋岡 吉田勘右衛門殿

(21)荷請預リ証文之事

預リ仍而如件

嘉永六年癸丑九月

荷物預リ

佐藤利兵衛殿

玉井平右衛門

印

吉田勘右衛門殿

齋藤清兵衛

印

(13) 紅花荷物預リ手形之事

一、紅花拾八丸 但シ四駄片馬也

此賃金拾兩貳朱也

於当所儘ニ請取申候

江戸日本橋 利倉屋金三郎殿行

右之通儘ニ預リ申所実正也、然ル上者道中十三日限り若道中ニ而如何様之難事出来候共、少茂御損毛相掛不申急度弁金可仕候、為後日仍而如件

嘉永七年寅四月 定才料

佐藤利兵衛殿

玉井平右衛門

印

(14) 紅花荷物預リ手形之事

一、紅花六丸 但シ壹駄片馬也

此賃金三兩壹分貳朱也 真壁分

於当所儘ニ請取申候

江戸 近江屋源七殿行

右之通儘ニ預リ申所実正也、然ル上者道中十三日限り若道中ニ而如何様之難事出来候共、少茂御損毛相懸不申急度弁金可仕候、為後日荷預リ仍而如件

嘉永七年寅四月

定才料

佐藤利兵衛殿

玉井平右衛門

印

(15) 紅華荷物預リ手形之事

一、紅花三丸

此賃金壹兩二分三朱也

於当所儘ニ請取申候

江戸馬喰丁 小嶋屋吉藏殿行

右之通儘ニ預リ申所実正也、然ル上者道中十五日限り若道中ニ而濡抜等火盜難事出来候共、少茂御損毛相掛不申急度弁金仕候、為後日仍而如件

安政三年辰十月十一日 定才領

佐藤利兵衛殿

玉井平兵衛

印

岩倉太宗治殿

(16) 紅花荷物預リ手形之事

一、紅華廿八丸 但シ七駄五袋

此賃金拾五兩三分貳朱ト

壹匁二分五厘

於当所儘ニ請取申候

江戸日本橋 利倉屋金三郎殿行

右之通儘ニ預リ申所実正也、然ル上者道中十五日限り若道中ニ而濡抜等火盜難事出来候共、少茂御損毛相掛^(マ)申不申急度弁金仕候、為後日仍而如件

日荷預り仍而如件

天保十五甲辰年十一月六日 定才料

佐藤利兵衛殿 玉井平右衛門 ㊦

(9)紅花荷物預り手形之事

一、紅華四拾九丸 但シ拾貳駄卷丸也

此賃金貳拾九兩ト

銀五匁七分貳厘五毛

於当所儘ニ請取申候

江戸大伝馬町 村田屋久藏殿行

右之通儘ニ預リ申処実正也、然ル上者雪中ニ付道中廿日限り若道中ニ而如何様之難事出来候共、少茂御損毛相掛不申急度弁金可仕候、為後日荷預り仍而如件

天保十五甲辰年十二月十一日 定才料

佐藤利兵衛殿 玉井平右衛門 ㊦

(10)紅花荷物預り手形之事

一、紅花四拾五丸 但シ拾貳駄卷筒也

此賃金廿五兩壹分ト

銀三匁七分五厘

於当所儘ニ請取申候

江戸日本橋 利倉屋金三郎殿行

右之通儘ニ預リ申処実正也、然ル上者道中十五日限り若道中ニ而如何様之難事出来候共、少茂御損毛相掛不申急度弁金可仕候、為後日紅花

荷預り手形仍而如件

弘化四丁末年九月晦日 定才料

佐藤利兵衛殿 玉井平右衛門 ㊦

(11)紅花荷物預り手形之事

一、紅花三拾貳丸 但シ八駄也

此賃金貳拾壹兩也

於当所儘ニ請取申候

江戸日本橋 利倉屋金三郎殿行

右之通儘ニ預申処実正也、然ル上者雪中ニ付道中廿日限り若道中ニ而如何様之難事出来候共、少茂御損毛相掛不申急度弁金可仕候、為後日荷預り仍而如件

嘉永四年亥十一月晦日 定才料

吉田勘右衛門殿 玉井平右衛門 ㊦

(12)紅花荷物預り手形之事

一、紅花荷物四拾八筒也 〆拾貳駄

内訳 仙城出ス拾四筒

岩沼正崎三拾四筒

但シ岩沼々江戸迄卷駄ニ付金貳兩ノ割

(マツ) 此太賃金廿四兩壹步三朱也

外ニ金五兩貳朱ト四匁五分 江戸々大坂迄運賃添金

右之通儘ニ預リ申候所実正也、然ル上者道中十三日限り若道中ニ而如何様之難事出来候共、少茂御損毛相掛不申急度弁金可仕候、為後日荷

江戸大伝馬町 村田屋久蔵殿行

右之通髓ニ預リ申処実正也、然ル上者道中十五日限り若道中ニ而如何様之難事出来候共、少茂御損毛相掛不申急度弁金可仕候、為後日荷預リ手形仍而如件

天保十二辛丑年九月十六日 定才料

佐藤利兵衛殿

玉井平右衛門 印

(5) 荷物預リ手形之事

一、紅華拾貳丸 但シ三駄也

此賃金七兩貳分也

於当所髓ニ請取申候

江戸大伝馬町 村田屋久蔵殿(行カ)

右之通髓ニ預リ申処実正也、然ル上者道中十五日限り若道中ニ而如何様之難事出来候共、少茂御損毛相掛不申急度弁金可仕候、為後日荷物預リ手形仍而如件

天保十二辛丑年十月 定才料

佐藤利兵衛殿

玉井平右衛門 印

(6) 荷物預リ手形之事

一、紅華拾貳丸 但シ三駄也

此賃金六兩三步也

於当所髓ニ請取申候

江戸新堀 井上重治郎殿行

右之通髓ニ預リ申処実正也、然ル上者道中十五日限り若道中ニ而如何

様之難事出来候共、少茂御損毛相掛不申急度弁金可仕候、為後日荷預リ手形仍而如件

天保十二辛丑年十月八日 定才料

佐藤利兵衛殿

玉井平右衛門 印

(7) 紅花荷物預リ手形之事

一、紅華拾丸、但シ四駄貳丸也

此賃金拾兩貳朱也

於当所髓ニ請取申候

江戸横山町巷丁目 近江屋源七殿行

右之通髓預リ申処実正也、然ル上者道中十五日限り若道中ニ而如何様之難事出来候共、少茂御損毛相掛不申急度弁金可仕候、為後日荷預リ手形仍而如件

天保十五申辰年十月廿七日 定才料

佐藤利兵衛殿

玉井平右衛門 印

(8) 紅花荷物預リ手形之事

一、紅花拾四丸 但シ三駄壹丸也

此賃金八兩壹分ト

銀三匁七分五厘

於当所髓ニ請取申候

江戸横山町 近江屋源七殿行

右之通髓ニ預リ申処実正也、然ル上者道中雪中ニ付廿日限り若道中ニ而如何様之難事出来候共、少茂御損毛相掛不申急度弁金可仕候、為後

社境内へと移った。現在は新設湯殿山神社内に祀られている。

△注5▽ 『改訂最上紅花史の研究』三八六〜四〇一ページに「佐藤利兵衛家紅花荷物預り手形一覽」等が掲載されており、内容的には重複する所も多い。ただ、年月日、宰領名等一部異なる部分もある。

△注6▽ 山形市・栗田幸助氏蔵

△注7▽ 『改訂最上紅花史の研究』三九四ページ。

(1) 荷物請取手形之事

一、紅花拾貳箇 但シ三駄也

江戸 京屋弥兵衛殿行 駄賃済

右之通造ニ預リ申候処実正ニ御座候、当月廿五六日迄ニ無相違御届ケ可申上候、万一道中筋ニ而如何様之難事出来候共、貴殿方へ聊御損毛相掛間鋪候、為後日荷物預手形仍而如件

天保五甲午十月十三日 定宰領

佐藤利兵衛殿 玉井平兵衛 ㊦

福嶋屋治助殿 証印

掛屋善四郎 ㊦

(2) 荷物預り手形之事

一、紅花六拾貳箇^(ア) 但四箇付 拾五駄片馬

此駄賃金三拾四兩三分式朱也 当地ニ而儘請取申候

右之通造ニ預リ右荷物無相違江戸横山町老丁目近江屋源七殿方へ相届

可申候、若道中ニ而濡荷拔袋等有之者、急度弁金可仕候、万一火盜之難事有之候得者、少茂御損毛相掛間敷候、弁金 可仕候、為後日荷物預り手形一札如件

天保丁酉八年酉三月 定才料

佐藤利兵衛殿 玉井平兵衛 ㊦

高田為次郎殿 口入証人

小嶋重左衛門

(3) 荷物預手形之事

一、紅花三拾三丸 吉田勘右衛門殿分

此賃金拾九兩貳分一朱ト

老奴八分七厘

於当所儘ニ受取申候

江戸大伝馬町 村田屋久藏殿行

右之通造ニ預リ申候実正ニ御座候、此上者道中十五日限り若道中ニ而如何様之難事出来候共、少モ御損毛相掛不申急度弁金可仕候、為後日荷物預り手形仍而如件

天保十二年丑年九月十六日 定才料

佐藤利兵衛殿 玉井平右衛門 ㊦

(4) 荷物預り手形之事

一、紅華五拾丸 但シ拾貳駄片馬也

此賃金貳拾八兩式朱也

於当所儘ニ請取申候

の特徴的な事柄を拾ってみた。これらの詳細な分析や考察はとても私の手に負えるものではなく、また、本論の目的が紅花文書を広く紹介することにあるので、ここで論を深めることは省略する。今回は、ただ「輸送文書」のみを紹介し、二三の考察を行ってみた^{注6}。

輸送関係文書は、黒沢尻・八百屋源助より大石田・二藤部兵右衛門あての「送り手板」を除くと、すべて地元山形の宰領預りによる、山形商人佐藤利兵衛・高田為次郎・岩倉太宗治・楯岡商人吉田勘右衛門等の荷物の江戸送り文書である^{注5}。(別表5) 表にみられる様に三〇点すべてが江戸送りであり、荷量の多少はともかく、以外に江戸送り荷の多かつたことが窺える。特に、大伝馬町・村田屋久蔵、日本橋・利倉屋金三郎宛の荷が多い。輸送の時期は七月から翌年四月までだが、九月のものが六点、一〇月のものが一〇点で全体の半数を越える。特に、一〇月以降翌三月までの、晩秋から春先にかけてのものが一八点もあり、江戸送りは冬期間が主だったことが分かる。荷は山形預りの形と思われるが、史料⑫は岩沼出し、同⑬は真壁出し、同⑭は大河原出し、同⑮は仙台出し、同⑯は白石出して、他県預りも多く見受けられる。輸送経路は、山形物は笹谷峠か金山峠を越え奥州道中に出て江戸に送られたが、急ぎ荷の場合は、阿久津から鬼怒川を下し、利根川に出、多少遡航し境から江戸川に入ったという。江戸までの輸送日数は、岩沼出しの場合は一三日と記されており、宮城県南出し荷は一三日程度の日数だったようだ。一方、山形出しはほとんど一五日の日数になっている。また一〇月以降は、雪中の為もあり二〇日となり、駄賃も割増になっている。

駄賃は、大雑把にみれば、一丸(一箇)当り金二分前後となり、かなりの高額だった様だ。宰領は、ほとんど玉井平右衛門・同平兵衛である。玉井平右衛門の出自等については不明だが、明治九年「羽前国村

山郡第一大区小一区十日町屋敷図^{注6}」によれば、佐藤利兵衛家の三軒筋向い五二番地にその名がみられる。巻末「荷預り手形」の⑬・⑭・⑮・⑯では、玉井平右衛門は佐藤利兵衛を「旦那」と呼んでおり、隣同士でもある玉井平右衛門(平兵衛)は、今大屋に従属した宰領だったとも考えられる。それは、現在無縁仏になっているが、玉井平右衛門(平兵衛)の墓所が常念寺末寺の浄土宗専光寺(山形市諏訪町)だったことから窺える。

江戸送り荷の供給先であるが、今田信一氏が指摘される様に、船問屋井上重治郎、大阪荷物積込所の利倉屋金三郎宛の分は海路大阪廻り京都行きのものであった^{注7}。「荷預り手形」の中にも、荷の大阪送りの記載がみえる。史料⑫は岩沼出し荷であるが、「江戸方大坂迄運賃添金」が、荷四八箇で「金五兩貳朱ト四匁五分」(江戸迄の駄賃廿四兩貳分三朱)とみえ、史料⑬には、「外ニ江戸大坂迄添金四兩也預り」と記されている。宮城物などは地元から陸路江戸へ送り、そこから大阪へ輸送する場合が多かつたのだろう。しかし、それ以外の商人宛分が半数以上(三〇点中二一点)あり、これらの大部分は江戸の紅粉屋や紅染屋へ供給されたものと考えられよう。

巻末に、「荷預り手形」の解み下しを紹介する。

△注1▽ 佐藤利兵衛家の羽州街道沿いに店借りをしていた、近江商人矢西屋と平西屋の屋号は、今の屋号を半分ずつ貰い受けたものとも、またそれぞれの屋号を与えたものが今の屋号とも云われる。

△注2▽ 『東講商人鑑』は、同一板行年で内容の異なるものもみられる。

△注3▽ これによれば、佐藤九右衛門の屋敷は、山形駅の北、現在の鉄道病院付近に当る。

△注4▽ 「市神」は、道路改良の際旧県庁舎に移され、後、旧湯殿山神

(別表5)

「荷 預 り 手 形」一 覧

	文 書 名	年 月 日	箇 数	宛 先	索 領	駄 賃	日 数
1	荷物請取手形之事	天保 5. 10. 13	12箇	江戸 京屋弥兵衛	玉井平兵衛	濟	13.14
2	荷預り手形之事	天保 8. 3.	62箇	江戸 近江屋源七	玉井平兵衛	34両3分2朱	
3	荷物預手形之事	天保12. 9. 5	33丸	江戸 村田屋九蔵	玉井平右衛門	19両2分1朱ト老奴8分7厘	15
4	荷物預り手形之事	〃 9. 16	50丸	〃	〃	28両2朱	〃
5	荷物預り手形之事	天保12. 10. 8	12丸	〃	〃	7両2分	〃
6	荷物預り手形之事	〃	12丸	江戸 井上重治郎	〃	6両3分	〃
7	紅花荷物預り手形之事	天保15. 10. 27	10丸	江戸 近江屋源七	〃	10両2朱	〃
8	紅花荷物預り手形之事	天保15. 11. 6	14丸	江戸 近江屋源七	〃	8両1分ト銀3匁7分5厘	20
9	紅花荷物預り手形之事	天保15. 12. 11	49丸	江戸 村田屋九蔵	〃	29両ト銀5匁7分2厘5毛	〃
10	紅花荷物預り手形之事	弘化 4. 9. 晦	45丸	江戸 利倉屋金三郎	〃	25両1分ト銀3匁7分5厘	15
11	紅花荷物預り手形之事	嘉永 4. 11. 晦	32丸	〃	〃	21両	20
12	紅花荷物預り手形之事	嘉永 6. 9.	48箇	大 坂	玉井平右衛門 齋藤清兵衛	24両1分3朱	13
13	紅花荷物預り手形之事	嘉永 7. 4.	18丸	江戸 利倉屋金三郎	玉井平右衛門	10両2朱	〃
14	紅花荷物預り手形之事	〃	6丸	江戸 近江屋源七	〃	3両1分2朱	〃
15	紅華荷物預り手形之事	安政 3. 10. 11	3丸	江戸 小嶋屋吉蔵	玉井平兵衛	1両2分3朱	15
16	紅花荷物預り手形之事	〃	28丸	江戸 利倉屋金三郎	〃	15両3分2朱ト1匁2分5厘	〃
17	紅華荷物預り手形之事	安政 4. 8.	24箇	江戸 村田久蔵	玉井平右衛門	13両2分	〃
18	紅花荷物預り手形之事	安政 4. 9. 12	12箇	〃	〃	6両3分	〃
19	紅花荷物預り手形之事	〃 9. 16	6箇	〃	〃	3両1分2朱	〃
20	荷請預り手形之事	万延元 10. 11	7箇	〃	〃	4両2朱ト1匁8分7厘5毛	
21	荷請預り証文之事	文久元 7. 21	28箇	〃	〃	14両1分3朱	20
22	荷請預り証文之事	文久元 10.	4箇	江戸 村田久蔵	玉井平右衛門	2両2分	
23	荷請預り証文之事	文久 2. 8. 12	31箇	〃	〃	16両1分3朱ト200文	
24	荷受預り証文之事	文久 2. 10.	28箇	〃	〃	17両2分	
25	荷物受負手形之事	慶応 3. 3.	24箇	江戸 利倉屋金三郎	〃	34両2分	
26	荷物受負手形之事	明治 2. 3. 26	38丸	東京 〃	〃	123両2分	
27	荷物受負手形之事	明治 3. 10. 13	8箇	〃	浦山屋三郎兵衛	19両	
28	荷物受負手形之事	明治 4. 4.	8箇	東京 村田久蔵	玉井平右衛門	18両	
29	荷物請取手形之事	寅 11. 7	4丸	江戸 大坂屋嘉兵衛	石沢藤右衛門	1両3分2朱	
30	荷物請取(手)形之事	〃 11. 18	8丸	江戸 戒屋六郎治	石沢藤右衛門 石沢才兵衛	3両3分	

(別表4)

干花一駄の価格

文書名	年月	一駄の価格
仕切	天保 6. 7	36両
紅花支払覚	〃 15. 8	57両
紅花支払覚・仕切	〃 11	50両・52両2分・58両・76両
仕切	〃 12	45両・58両・58両2分・60両
紅花支払覚・仕切	弘化 元 12	45両・52両・54両2分・55両・58両・60両
紅花支払覚・仕切	〃 2. 1	46両2分・50両・53両2分・56両・57両・58両・59両2分
紅花支払覚	〃 2	59両
仕切	〃 3	45両・51両2分・53両・56両・60両・65両
〃	嘉永 7. 9	66両
〃	〃 10	68両・69両2分
〃	〃 11	32両・58両・59両2分・60両・62両2分・63両・64両
〃		65両・70両2分・73両2分・75両・78両・81両
〃	〃 12	35両・47両2分・51両・54両・55両2分・58両
〃		60両2分
〃	明治 6. 5	69両・84両
〃	〃 6	70両・80両・82両・85両・90両
〃	〃 7. 12	132両・133両・134両・138両
〃	〃 8. 3	135両・150両
仮仕切	〃 9. 6	90円・100円

花屏風」には、「左紅丸」・「三沼皿」・「三本紅」・「○秋司」・「長音姫」・「千大将」・「音雨」・「十本緋」・「十野吉」などの銘柄を記した紅花荷が描かれている。しかし、同じ地元の紅花生産を描いたと云う東根市・武田陽氏蔵の「紅花絵巻」の中の荷には、銘柄は記されていない。なお、本館が山形市・福島坦氏（治助家）より受贈した折封には、「丹出羽稀」の名がみられた。これら銘柄と品質との関係、また取扱商人との関係も考えられるが、今回は省略する。

紅花文書に記されている県外取引商人は（別表3）の通りである。内訳は京都商人二三名、江戸商人一名、大阪商人四名など、全部で四八名を数えることができた。ここで注目されるのは、江戸商人が以外と多いことである。今大屋の紅花荷が、陸路で江戸送りされる場合の多かったことは、紅花銘柄に「仙」の付く宮城紅花の多かつたことでもうなずける。

紅花は干花で、一駄（三貫目）の価格が、江戸後期から幕末にかけて一〇〇両から一三〇両にもなったと云われる。しかし値段の変動は激しく、同年同月買売の干花でも日々刻々変わった。（別表4）は、「仕切」や「支払覚」などから、幕末から明治初期までの干花値段をみたものである。表からも分かる様に、同年同月のもので安値と高値との間には数十両の開きがある。

以上、佐藤利兵衛家紅花文書を、大雑把に捕え幾つか

(別表2)

紅花銘柄一覽

(互いに関連する銘柄も多い)

産地の銘柄		品質の銘柄		金		剛鳥		大		将		宝		留		光		緋		鍬		菱	
仙	玉	雨	光	金	剛	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	光	雨	王	金	鳥	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	紅	雨	司	金	時	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	頭	雨	入	金	星	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	雨	九	雨	金	號	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	錦	極	雨	金	龍	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	冠	光	雨	金	將	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	司	東	雨	金	光	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	谷	関	雨	金	鷄	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	緋	増	雨	金	鳳	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	長	惣	雨	金	雨	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	王	村	雨	金	冠	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	槻	力	雨	金	兜	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	雨	熟	雨	金	司	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	一	紅	雨	金	鶴	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	木	雨	雨	金	亀	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	野	藤	水	金	紅	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	嶋	生	水	金	鱗	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	取	清	水	金	司	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	緋	古	水	金	金	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	一	藤	水	金	時	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	紅	藤	水	金	極	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	一	藤	水	金	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	仙	藤	水	金	極	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	司	藤	水	金	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	金	藤	水	金	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	里	藤	水	金	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	大	藤	水	金	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	黄	藤	水	金	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	国	藤	水	金	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	新	藤	水	金	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	九	藤	水	金	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	随	藤	水	金	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	熊	藤	水	金	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	大	藤	水	金	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
仙	黄	藤	水	金	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大

(別表3)

県外紅花取引商人一覽

(一部紅花商人以外や同一家族も含まれると思われる)

地名	氏名	地名	氏名	地名	氏名
黒沢尻南部	八百屋源助	京都	伊勢屋源助		金多屋佐右衛門
大河原	墨屋小右衛門		伊勢屋やさ		美濃屋忠右衛門
福島	笹原金右衛門		伊勢屋茂平		最上屋(井山)喜八
水戸	京屋弥兵衛		伊勢屋利(理)右衛門		茗荷屋吉兵衛
江戸	小林新右衛門		近江屋治右衛門		小杉清左衛門
	近江屋源七		近江屋佐助		綿屋勇蔵
	近江屋源助		近江屋林兵衛		油屋喜助
	村田久蔵		吉文字屋彦市(一)	大阪	河内屋藤兵衛
	井上重治郎		吉文字屋嘉七		嶋屋清兵衛
	利倉屋金三郎		若山屋喜右衛門		羽前屋久右衛門
	小嶋屋吉蔵		若松屋喜十郎		木下藤兵衛
	小嶋屋七右衛門		西村屋清左衛門	堺	平野屋嘉兵衛
	戸倉屋金三郎		西村清九郎	近江	菱田清兵衛
	大坂屋嘉兵衛		布屋彦太郎	不明	平七
	戒屋六郎治		井筒屋善右衛門		総屋久三郎
	京屋弥兵衛(福島と同人物カ)		岐阜屋八郎兵衛	白石	山崎屋清右衛門

を合わせ、一〇五件一四五点である。(別表1) 但し、この中に近年まで大石田・二藤部兵右衛門家にあった二藤部家文書が一〇点(厩一三六ノ一四五)含まれている。

これら紅花文書の中で、最も古いものは、舟町・阿部三右衛門が出した文政五年(二八一二)の「寛(紅花藏人預・厩六一)」で、八代佐藤利兵衛貴集の頃のものと思われる。しかし八代に関わると思われる紅花文書はそれ以外には見当らず、ほとんどが一〇代佐藤利兵衛貴保時代のもの様だ。また、一番新しいのは明治一〇年の「買仕切」で、一二代佐藤利兵衛源貴孝時代のものと思われる。多分、今大屋の紅花商はこの頃が終末期だったのだろう。なお、七代以前の紅花文書は今回の調査では確認できなかった。

佐藤利兵衛家紅花文書を、大まかに内容別分類すると次の様になる。

- 。輸送文書 三一点(内、送り手板一点)
- 。蔵預り文書 二点
- 。出判願 五点
- 。紅花買売文書
- 。代金支払仕切 二三点
- 。代金請取仕切 三九点(紅花仕切帳の分)
- 。差引目録 一点
- 。代金支払覚 七点
- 。地元産紅花購入 五点
- 。為替取組 二〇点
- 。紅花積荷破船文書 一点
- 。その他 一点

。二藤部兵右衛門家文書 一〇点

紅花文書に記されている紅花の銘柄は(別表2)の通りである。一部見落としもあると思うが、全部で二一〇銘柄に上った。これを



折封 (福島坦氏寄贈)

種類別にみると、

産地や品質、作物などの関わりで付けられたものが多い。まず、産地に関わるものとしては、「仙」や「福」、「秋」

「最上」、「出羽」などの付くものが見受けられる。この中で断然多いのが「仙」の付くもので、三一銘柄(正宗を含む)程あった。これは宮城産紅花を指すものと思われる。地元山形産を表わすものは以外に少なく、九銘柄にすぎない。この事は、山形産紅花の場合、品質名や紅の色彩から取ったものを多く使用している為とも考えられる。また、「雨」の付くものが多いのは、雨の日に摘んだ紅花は紅を多く含んでおり、雨天時は日中もこの「雨花」を摘みとったと云われることと関係があるろう。銘柄の一つ「仙稀雨」について、明治期、三日町・光禅寺角にこの名の館を売る店があったと云う。有名な銘柄だったのだろう。この他、紅の艶やかさから取ったものも多い。商品作物であり、他の作物以上に高価なものだった為か、「金」の付くものも多くみられる。

地元の紅花生産を描いたと云われる山形市・長谷川吉内氏蔵の「紅

	資 料 名	年 月	差 出 人 → 受 取 人
120	仕切(紅花)	嘉永 7.	佐藤卯兵衛より菱田清兵衛あて(「紅花仕切帳」の内)
121	〃	〃	佐藤卯兵衛より墨屋小右衛門あて 〃
122	〃	〃	佐藤卯兵衛よりゑびすや清助あて 〃
123	〃	〃	佐藤卯兵衛より㊦平七あて 〃
124	〃	明治 6. 5	小杉清左衛門より佐藤利兵衛あて
125	〃	〃 6. 6	井山喜八より佐藤利兵衛あて
126	〃	〃 7. 1 2	〃
127	〃	〃 8. 3	木下藤兵衛・伍助より佐藤利兵衛あて
128	仮仕切(紅花)	〃 9. 6	井山喜八より佐藤利兵衛・保倉惣次郎あて
129	買仕切(紅花)	〃 1 0. 3	木下藤兵衛より佐藤利兵衛あて
130	仕切覚(紅花)	辰 1 2.	井筒屋善右衛門より佐藤得五郎・阿部長治郎あて
131	〃	〃 7.	井筒屋善右衛門より佐藤利兵衛・得五郎あて
132	金子借用証文之事(紅花前金)	嘉永 4. 4	仙中新田借用人田中新八郎、山形請合人紅屋久太郎より佐藤利兵衛あて
133	慶応三年十月北海佐渡沖ニ而小西六助舟難事紅花充立諸入用勘定帳	明治 2. 2	立会最上屋喜八、惣代△清助
134	一札(紅花代金引当)	〃 4. 4	竹岡理右衛門より佐藤利兵衛あて
135	差上申一札之事(借用引当に紅花)	丑 3.	足利屋儀兵衛より佐藤利兵衛あて
136	口上(紅花出高何程)	〃 7.	今より㊦あて
137	書状(紅花荷物天童仲半出し)	戌 6.	今店より㊦喜七郎あて
138	〃(紅花発送)	〃	今より㊦あて
139	〃(紅花荷物発送)	〃 7.	佐藤利兵衛より二藤部兵右衛門・喜兵衛あて
140	〃(紅花濡荷相成)	〃	今より二藤部兵右衛門あて
141	書状(紅花荷物発送)	〃 8.	今より二藤部兵右衛門・喜兵衛あて
142	〃(紅花酒田積下し)	〃	佐藤理兵衛より二藤部兵右衛門あて
143	〃(紅花酒田積下し願)	〃	今より二藤部兵右衛門あて
144	〃(紅花出高何程)	〃	佐藤利兵衛より二藤部兵右衛門・喜兵衛あて
145	〃(〃)	〃 9.	佐藤利兵衛より二藤部兵右衛門あて

	資 料 名	年 月	差 出 人 → 受 取 人
90	仕切(紅花)	嘉永 7.	佐藤卯兵衛より伊勢屋利右衛門あて(「紅花仕切帳」の内)
91	◇	◇	◇
92	◇	◇	◇
93	◇	◇	佐藤卯兵衛より綿屋勇蔵あて
94	◇	◇	◇
95	◇	◇	◇
96	◇	◇	佐藤卯兵衛より最上屋喜八あて
97	◇	◇	◇
98	◇	◇	◇
99	◇	◇	佐藤卯兵衛より岐阜屋八兵衛あて
100	◇	◇	◇
101	◇	◇	佐藤卯兵衛より吉文字屋彦市あて
102	◇	◇	◇
103	◇	◇	◇
104	◇	◇	佐藤卯兵衛より西村清九郎あて
105	◇	◇	◇
106	◇	◇	佐藤卯兵衛より近江屋次右衛門あて
107	◇	◇	佐藤卯兵衛より若松屋喜十郎あて
108	◇	◇	佐藤卯兵衛より嶋屋清兵衛あて
109	◇	◇	◇
110	◇	◇	◇
111	◇	◇	◇
112	◇	◇	◇
113	◇	◇	◇
114	◇	◇	◇
115	◇	◇	佐藤卯兵衛より河内屋藤兵衛あて
116	◇	◇	◇
117	◇	◇	佐藤卯兵衛より佐藤利右衛門あて
118	◇	◇	佐藤卯兵衛より総屋久三郎あて
119	◇	◇	佐藤卯兵衛より吉田勘兵衛あて

	資 料 名	年 月	差 出 人 → 受 取 人
60	出判願（紅花荷）	酉 3.	宿十日町佐藤利兵衛
61	覚（紅花蔵入預）	文政 5. 7	舟町阿部三右衛門より
62	覚（紅花代金支払）	天保1 5. 8	美濃屋忠右衛門より佐藤利兵衛・徳五郎あて
63	〃	〃	美濃屋忠右衛門より鈴木彦兵衛・嘉兵衛・村居清七あて
64	〃	弘化 元.1 2	美濃屋忠右衛門より佐藤利兵衛・徳五郎あて
65	〃	〃 2. 1	美濃屋忠右衛門より佐藤利兵衛・松兵衛あて
66	〃	〃	〃
67	〃	〃 2. 2	美濃屋忠右衛門より佐藤利兵衛・得五郎あて
68	覚（紅花発送）	嘉永 6. 8	奥州盛岡黒沢尻八百屋源助より羽州大石田二藤部兵右衛門、本合海早坂惣左衛門、清川斎藤半九郎、庄内酒田問屋衆あて
69	覚（紅花代金支払）	〃 1 2.	福島京屋弥兵衛より大河原笹屋金右衛門あて
70	仕切（紅花）	天保 6. 7	伊勢屋源助より佐藤利兵衛あて
71	〃	〃 1 5.1 1	金多屋佐右衛門より佐藤理兵衛・徳五郎あて
72	〃	〃	岐阜屋八郎兵衛より佐藤利兵衛・徳五郎あて
73	〃	〃 1 5.1 2	吉文字屋彦一より佐藤利兵衛・徳五郎あて
74	〃	〃	吉文字屋嘉七より佐藤利兵衛・徳五郎あて
75	〃	弘化 2. 1	金多屋佐右衛門より佐藤理兵衛・徳五郎あて
76	〃	〃	〃
77	〃	〃	吉文字屋彦市より佐藤利兵衛・徳五郎あて
78	〃	〃 2. 3	〃
79	〃	〃	伊勢屋やさより佐藤理兵衛・松兵衛あて
80	〃	〃	吉文字屋彦一より佐藤利兵衛・徳五郎あて
81	〃	〃	吉文字屋嘉七より佐藤利兵衛・御支配松兵衛あて
82	〃	〃 2. 4	〃
83	〃	〃	金多屋佐右衛門より佐藤利兵衛・松兵衛あて
84	〃	〃 2.	吉文字屋嘉七より佐藤利兵衛・御支配松兵衛あて
85	〃	嘉永 7.	佐藤卯兵衛より伊勢屋源助あて（「紅花仕切帳」の内）
86	〃	〃	〃
87	〃	〃	〃
88	〃	〃	〃
89	〃	〃	〃

	資 料 名	年 月	差 出 人 → 受 取 人
30	荷物請取手形之事(紅花)	寅 1 1	定飛脚山形七日町石沢藤右衛門・石沢才兵衛より荷主水戸太田小林新右衛門、世話人佐藤利兵衛あて
31	蔵入預手形之事(紅花)	慶応 2. 8	阿部長次郎より佐藤利兵衛あて
32	為船替金請取手形之事(紅花)	文政 1 3. 8	善四郎・伝九郎・勘右衛門・新兵衛より佐藤利兵衛あて
33	〃	〃	為船替主楯岡吉田勘右衛門、請人山形六沢屋新兵衛より山形佐藤利兵衛あて
34	〃	天保 2. 8	紅華為船替主宮崎村青柳屋勇蔵、長瀬村受人斎藤伊三郎山形世話人浅次、沖ノ原同断忠蔵より山形佐藤利兵衛あて
35	為荷替金請取証文之事(紅花)	〃 3. 9	為荷替取組主市之助、請人喜兵衛より佐藤利兵衛あて
36	紅花船為替=取組証文之事	〃 7. 8	為替組主油屋兵左衛門より佐藤利兵衛あて
37	紅花船為替取組証文之事	〃	為替組主より福嶋屋治助あて
38	船為替取組証文之事(紅花)	〃	為替取組主市村屋久太郎より福嶋屋治助・佐藤利兵衛あて
39	荷為替取組証文之事(紅花)	〃 7. 9	〃
40	荷為替取組金子請取置証文之事(紅花)	〃 8. 3	為替荷主小嶋十右衛門・同今次より佐藤利兵衛・高田為次郎あて
41	紅花船為替証文之事	〃 1 2. 9	為船替取組主紅屋久太郎、請人掛屋善四郎より佐藤利兵衛あて
42	紅花荷物為替置証文之事	〃 1 8. 4	為替取組主小嶋屋十右衛門・同今次より佐藤利兵衛・高田為次郎あて
43	荷為替取組金子請取証文之事(紅花)	弘化 2. 7	為替取組主有川屋弥蔵、加判掛屋善四郎、才料玉井平右衛門より江戸横山丁近江屋源七あて
44	為替証文之事(紅花)	嘉永 3. 1 1	奥州黒沢尻八百屋源助より羽州最上山形佐藤利兵衛あて
45	紅花為船替証文之事	安政 3. 8	為替取組主竹原屋祐太郎・同小嶋屋十右衛門より佐藤利兵衛あて
46	為船替借用証文之事(紅花)	〃 6. 9	船為替取組主楯岡吉田勘右衛門、同請人勘兵衛より山形佐藤利兵衛・大石田二藤部兵右衛門あて
47	〃	元治 元 9	船為替取組主楯岡吉田勘右衛門、同受人勘助より山形佐藤利兵衛あて
48	紅苧船為替証文之事	慶応 3. 9	為船替取組主楯岡吉田勘右衛門、同請人勘助より山形佐藤利兵衛・大石田二藤部兵右衛門あて
49	為岡為替証文之事(紅花)	酉 7.	金預り主印役村深瀬善兵衛、加判山形十日町鈴木善四郎より山形佐藤利兵衛あて
50	紅花買受手形之事	天保 8. 3	買主楯町佐藤屋平八、口入市村屋清八より佐藤利兵衛高田為次郎あて
51	荷為替取組金子請取手形之事(紅花)		佐藤平八より井筒屋善次郎あて
52	為替借用証文之事(紅花)	嘉永 7. 3	借用主玉井平右衛門より佐藤利兵衛あて
53	預り申金子之事(紅花・青苧購入)	元治 元. 5	借用主楯岡吉田勘右衛門、加判仲勘助より山形佐藤利兵衛・清蔵あて
54	送り手板之事(紅花)	嘉永 2. 7	奥州盛岡黒沢尻八百屋源助より駅々卸問屋衆中、羽州大石田二藤部兵右衛門あて
55	為引目録(紅花)	弘化 2. 3	岐阜屋八郎兵衛より佐藤利兵衛・徳五郎あて
56	出判願(紅花荷)	午 8.	検断佐藤利兵衛
57	〃	〃	宿十日町清兵衛、検断佐藤利兵衛
58	〃	〃	十日町伝吉、検断佐藤利兵衛
59	〃	未 2.	宿十日町為治郎、検断佐藤利兵衛

(別表1)

紅 花 文 書 一 覧

	資 料 名	年 月	差 出 人 → 受 取 人
1	荷物請取手形之事(紅花)	天保 5.1 0	定宰領玉井平兵衛、証印掛屋善四郎より佐藤利兵衛・福嶋治助あて
2	荷預り手形之事(紅花)	〃 8. 3	定才料玉井平兵衛、口入証文小嶋重左衛門より佐藤利兵衛・高田為次郎あて
3	荷物預り手形之事(紅花)	〃 1 2. 9	定才料玉井平右衛門より佐藤利兵衛あて
4	〃	〃	〃
5	〃	〃 1 2. 1 0	〃
6	〃	〃	〃
7	紅花荷物預り手形之事	〃 1 5. 1 0	〃
8	〃	〃 1 5. 1 1	〃
9	〃	〃 1 5. 1 2	〃
10	〃	弘化 4. 9	定宰領玉井平右衛門より佐藤利兵衛あて
11	〃	嘉永 4. 1 1	定才料玉井平右衛門より吉田勘右衛門あて
12	〃	〃 6. 9	荷物預り玉井平右衛門・斎藤佐兵衛より佐藤利兵衛・吉田勘右衛門あて
13	〃	〃 7. 4	定才料玉井平右衛門より佐藤利兵衛あて
14	〃	〃	〃
15	紅華荷物預り手形之事	安政 3. 1 0	定才料玉井平兵衛より佐藤利兵衛・岩倉太宗治あて
16	紅花荷物預り手形之事	〃	玉井平兵衛より佐藤利兵衛あて
17	〃	〃 4. 8	玉井平右衛門より佐藤利兵衛あて
18	〃	〃 4. 9	定宰領玉井平右衛門より佐藤利兵衛あて
19	〃	〃	〃
20	荷請預り手形之事(紅花)	万延 元. 1 0	玉井平右衛門より楯岡吉田勘右衛門あて
21	荷請預り証文之事(紅花)	文久 元. 7	〃
22	荷物預り証文之事(紅花)	〃 元. 1 0	玉井平右衛門より佐藤利兵衛あて
23	荷請預り証文之事(紅花)	〃 2. 8	玉井平右衛門・浦山三郎兵衛より今旦那あて
24	荷受預り証文之事(紅花)	〃 2. 1 0	荷受負人玉井平右衛門、宰領浦山三郎兵衛より今旦那あて
25	荷物受負手形之事(紅花)	慶応 3. 3	玉井平右衛門より今旦那あて
26	〃	明治 2. 3	玉井平右衛門より大屋旦那あて
27	〃	〃 3. 1 0	浦山屋三郎兵衛より佐藤利兵衛あて
28	〃	〃 4. 4	受負人玉井平右衛門より今御印あて
29	荷物請取手形之事(紅花)	寅 1 1.	石沢藤右衛門より佐藤利兵衛あて

佐藤利兵衛家墓所
(山形市三日町・常念寺)



永寿講奉納「長明燈」
(大阪・住吉神社)

- 二代 佐藤理右衛門貴善 寛永一五年(一六三八)没
- 三代 佐藤利右衛門貴言 承応元年(一六五二)没
- 四代 佐藤利右衛門貴林 享保四年(一七一九)没
- 五代 佐藤九良右衛門貴慰 宝暦二年(一七五二)没
- 六代 佐藤利右衛門慰本 安永七年(一七七八)没
- 七代 佐藤利兵衛 享和三年(一八〇三)没

- 八代 佐藤利兵衛貴^キ 天保八年(一八三七)没
- 九代 佐藤卯兵衛 天保五年(一八三四)没
- 一〇代 佐藤利兵衛源貴保 明治六年(一八七三)没 六一歳
- 一一代 佐藤利兵衛源貴利 明治六年(一八七三)没 四四歳
- 一二代 佐藤利兵衛源貴孝 明治二四年(一八九一)没 三四歳
- 一三代 佐藤利兵衛貴徳 大正九年(一九二〇)没 四二歳
- 一四代 佐藤利兵衛貴泰 昭和四〇年(一九六五)没 八〇歳
- 一五代 現当主

④佐藤利右衛門家は八代から、田佐藤卯兵衛家は一〇代からの分家で、菩提寺はいずれも本家今大屋と同じ山形市三日町・浄土宗常念寺である。佐藤利兵衛家の商業活動が活発になるのは五代以降であり、八代を経、一〇代貴保の時が絶頂期だった。この間、同族団の相互扶助組織「永寿講」が結成され、文久二年(一八六二)には、大阪住吉神社に高さ七メートル余の灯笼「長明燈」が奉納されている。同じ頃、六榎八幡神社境内には「住吉神社」が建立されている。

札ノ辻の佐藤利兵衛家屋敷は、当時四千坪という広大なもので、その様子は、幕末に描かれた一立斎広重の「湯殿山道中畧図」や宇野義川の「湯殿山道中一覽・十日町図」などで窺うことができる。なお、矢西屋清兵衛、本西屋伊兵衛は、佐藤家四代頃に羽州街道に面した一角を店借し商売を始めたとも伝えられている。その両西屋の店先、羽州街道の真中に祀られていたのが、正月初市で賑わった「市神」である。^(注4)

佐藤利兵衛家紅花文書

今回、確認できた佐藤利兵衛家紅花文書は、一部他商品記載のもの

史料紹介・佐藤利兵衛家紅花文書

はじめに

佐藤利兵衛家は、江戸時代、山形屈指の豪商であり、山形水野藩の士格御用達五人衆の一人でもあった。当時の財力の大きさは、当家に残る多くの大名貸証文等からも窺い知ることができる。佐藤家は屋号^{〔注1〕}を今大屋と称し、取り扱い商品は地元の紅花や青字をはじめ、江戸・大阪からの繰綿・古手・砂糖など多岐に亘った。安政二年（一八五五）板行の『東講商人鑑』^{〔注2〕}には、山形商人八三人中、家業「繰綿太物卸店」と紹介されている。一族には、①佐藤利右衛門家や田佐藤卯兵衛家、②福嶋治助家などがあり、それぞれが山形を代表する商人だった。

元来、佐藤利兵衛家の祖は最上家の家臣と云われ、最上家時代の山形城下絵図（山形市十日町・歌懸稲荷社蔵）^{〔注3〕}にみえる佐藤九（良欠カ）右衛門がその人と考えられている。

佐藤家の祖（開基の先代カ）が上杉家との長谷堂合戦で戦死した折、最上義光から戦功として与えられたのが、十日町口、札ノ辻の現在地だったと云う。元和八年（一六二二）最上家が改易になると、佐藤九良右衛門貴當は一時僧籍に入ったが、後還俗して屋敷を現在地に移し、商人初代になったと伝えられる。

以下、佐藤利兵衛家の系譜は次の様になる。

開基 佐藤九良右衛門貴當 寛永七年（一六三〇）没 商人初代



最上家時代城下絵図
（山形市十日町・歌懸稲荷社蔵）



最上家時代城下絵図(部分)

野
口
一
雄

ければならない。田起こしにしても、稲刈にしても、若勢はその日一日分の仕事をすませば、早く上がってもよく、むしろ他のものより早く上がることが彼等の誇りでもあり、雇主の若勢評価の目安にもなっていた。また、休日に働いて得た収入は若勢個人のものであった。反面、労働日に私的事情で休む場合は、代りの働き手を指出すか、または、その分の給米を主人に返さねばならなかった。これらのことにのみ注目すれば、雇主・若勢間の関係はむしろ契約的であったとすら言い得るように思われる。

それにしても、若勢の押休みが、山形県でも庄内地方だけにみられ、内陸地方にみられないのは、何故であろうか。あるいは、内陸地方においても、このような名称はないにしても、実質的には行われていたことも知れないが、少くとも深刻な社会問題としては現われていないように思われる。両地方のこのような差異は、恐らくは両者間の農業経営形態の違い、労働力需給関係の差異などによるものと考えられるが、さらにこの基底には、若勢をめぐる両地方の人々の観念の違い、強いて言えば、民俗的なものの違いがあるようにも思われる。

小稿を草するについては、鶴岡市戸川安章先生、鶴岡工業専門学校 斎藤正一先生、立川町歴史民俗資料館長清野久雄先生、戸沢村戸沢中学校佐久間昇先生、その他多くの方々から史料の提供や懇切なご指導を賜わった。記して厚く感謝の意を表したい。

(付記)。小稿は先に地方史研究協議会編『流域の地方史』に収載した拙稿「若勢の押休みについて」に大幅に加筆訂正したものである。

(山形県立博物館長)

人が御中陰中にもかかわらず、酒を飲み不埒なことを行つた廉で村役人から叱られ、訛証文を入れたことがあつた。⁽⁶⁾これは押休みではないが、若勢の村内における振舞いの一端を示すものとして注目される。

注(1) 『八幡町史・上巻』六〇一頁。

(2) 「広報たちかわ」所収「石碑物語」。

(3) (4) 『八幡町史・上巻』六〇三頁。

(5) (6) 同書六〇四頁。

結 び

以上、庄内地方における若勢の押休み（押正月）について藩政時代を中心に概観した。これによれば、当地方においては、藩政時代前期から藩法によつて若勢の休日を厳格に規制しているが、若勢達は事実上これを破り、雇主に臨時の休みを要求してこれを実現するか、あるいは、これが容れられない場合は、實力を行使して農作業を休んだ。この場合、若勢達は個々に雇主に交渉するのではなく、村ごとにとまるとり、その代表者が雇主側の代表者と交渉し、これが実現されれば、すでに田んぼに働きに出ている若勢を呼び戻し休日とした。もし、主人がこれを拒否するような場合は、若勢組から苦情が申し込まれ、酒をつけて謝らねばならないような実情にあつた。

若勢が増休みを要求するのは、多く田起こしから草取りにかけての農繁期であつた。雇主としては、一日もおろそかにすることの出来ない季節ではあるが、農作業の停滞や若勢達の反抗を恐れ、大ていの場合はこれを容認しているようである。路傍の地蔵尊を堰に沈めて交渉に当たる西興野村の例は珍らしいことかも知れないが、このことは若

勢の増休みの要求が、かなりの程度社会的承認を得ていることを物語っているように思われる。いわば、村の民俗そのものと言ってもよいように思われるのである。

このようにして獲得された休日は、やがて村内の慣行として定着し、村によつては、これを村極めとして文書の上で確認するようになる。村極めの休日日数が、殆ど例外なく藩規定のそれを上廻っているのはこうした背景からではないかと考えられる。

もち論、庄内藩とてもこれを放置しているわけではなく、宝曆九年（一七五九）の「庄内二郡五人組御仕置之条々」において重ねて農家休日を規定し、村々に厳達している。若勢の押休みが一般化し、農業経営に転換を迫るほどの深刻な問題になるのは一八世紀後半、とくに安永年間ごろからとみられる。藩は文化十年（一八一三）、押休みの首謀者を片鬢・片眉を剃落した上、五百文の過料に処し、参加者に三百文、これを見逃した村役人にも相応の過料金を課することを定め、押休みの禁圧を期したが、若勢の押休みはむしろ頻発化、広域化している如くである。

村内の日常生活においては、いわゆる年雇の若勢と生家で働く若者との間に、身分上それほど大きな差別はなかつたように思われる。生家で働く若者も、仕事の上では、経験豊かな年雇の若勢から手ほどきを受けねばならなかつたであらうし、とくには、若者の共同作業である夏山の草刈などでは、村の若勢頭の統制に服さねばならなかつたことが、両者間の差別を小さくしている要因のように思われる。

雇主に提供される若勢の労働力も決して無限定のものではなかつた。むしろ、その仕事量は熟練度に応じて厳格に定められていたと言わな

一、若背者家之子供、給取若背相別申候
 一、春三月正月者初正月・百万扁・御城米大豆・馬造、都合四日之事

一、夏正月、百万扁・草刈、都合二日之事
 一、秋冬、百万扁・馬造、都合二日之事

外に土洗等無之事

右之通急度相守可申候、若心得違仕候ハ、村中御法可申請候、為後日加判引受を以一札依而如件

嘉永六年丑九月

本人 林 蔵

(以下五名略)

若者 袖 八

長 八

引受人 善太郎

(以下二名略)

(『三川町史』所収文書)

この証文では、村の若者を「家之子供」と「給取若背」とに区別するとしている点が注目される。ことさらにこのような条項を盛りこんでいるのは、反面村の日常生活においては、両者は殆ど差別なく過していたことを物語っているように思われる。押休みの広範な広まりや頻発は、このような状況の中で現出したと考えられる。

それにしても、村内においては若勢の力は急速に伸びつつあった。このことは、先に述べた村掟の休日々数が藩規定のそれをはるかに上廻っていることにも窺われるが、次に掲げる安政三年(一八五六)、大網村(現朝日村)肝煎文書にも表われているように思われる。すな

わち、この年不作のため、年貢米が多少軽減されたこともあって、大庄屋から各村肝煎に対し、今年は「土洗い」やその他の振舞いは禁ずる旨の達しがあつた。文面は、

御時節容易ならざる所、当年御引等下し置かれ候上は、村々にて土洗ひ等は勿論諸振る舞ひ等も、右に準じ相心得候様、村々老人共に呼び出し急度申し達せらるべく候、万々一心得違ひの村方もこれ有り候はば、用捨無く沙汰に及ぶべく候間、能々申し付けらるべく候

と云うのであるが、これが肝煎から村内長百姓に達せられるときは、かなりニュアンスの違ったものになっている。すなわち、

右の通り申し来たり候間、若者呼び出し申し達せらるべく候、内々申し上げ候、若者は是のみ楽しみ居り候所、少々もしるしこれ無く候ては、余欲しき事にも相見得候間、米糶老人にて式升ずつ作らせ、宿に二夜都合三日休み、其の外小屋普請・百万遍等もこれ無き事に極め、内々にて三日休み御取計らい下さるべく候、尤も女衆小共、是は一切相成申さず候間、左様承知下さるべく候

(ともに『朝日村史・上巻』所収文書)

これは明らかに大庄屋の達しに反しているわけであるが、村の若勢の休日慣行、社会的実勢力を熟知している肝煎としては、このようなことも敢えて行わなければならなかつたのであろう。

若勢の押休みの例としては、この他、文化元年(一八〇四)、上余目組跡村(現余目町)の若勢十三人が村の肝煎・組頭・長人等の寄合の席に押寄せ増休みが要求したが、容れられなかつたので、押休みを行ったことが挙げられる。この場合は、若勢達から村役人に詫言を入れて内済にしているようである⁵⁾。また、嘉永六年八月(一八五三)、赤剝村(現八幡町)若勢八

人三百文ツツ可被申付事附、右之内、頭取之者片鬢片眉剃落し上、過料錢五百文可被申付事

(以下、文政十年禁令三条略)

右之通文化十四八月被仰渡候後、時々申達置候得も相用ひ不申、近年村々毎々押休致し上、昨年迎土洗花見杯二日ツツ臨時ニ相休ミ候而主人共迷惑いたし候様相相聞、以之外不埒、先年被仰出書猶又触聞セ候間、自今相替候者ハ、御法之通無用捨申極候間、其節ニ至後悔致間敷候、尤上昨年ニ而御定休日之外、土あらひ花見等御障ニ差構候間、相休申間敷候

附、近年添川組狩川ニ而も御法通申付候儀も有之、定而聞及も可有之候、心得違無之様能々可被申付候

右之通被仰渡承知奉畏候、依之御請書指上申候、以上

嘉永二年

西四月

肝煎村若勢頭 伊 勢 蔵
鉄 蔵

添役 権 六
肝煎 源 治

(肝煎村文書)

この文書においても、押休みが「近来村々毎々」行われていることが憂いられている。

翌嘉永三年(一八五〇)三月二五日、法連寺村(現八幡町)の若勢十人が押休みを行ったとして、規程により首謀者二人が片鬢片眉剃落された上、各五百文の過料錢が課され、他の八人が各三百文ずつ徴収された。すなわち、大庄屋の届出書によれば、

覚

支配法連寺村若勢共、近年不宜仕癖間々有之趣相聞候ニ付、是迄組見廻村役人共を以追々申論候得共、兎角不相用、先月廿五日中申合押休仕候を組見廻共見当相制候得共、不相用趣申出候、其俵差置候而者自然外村々若勢共締方ニ茂押移差障候間、組立候者相糺候処、別紙之通御座候間、以後締方嚴重申渡、文化十四年兼而被仰渡候通、頭立候者式人片鬢片眉剃落申付、其上過料錢五百文ツツ、其余若勢共老人ニ付過料錢三百文ツツ、申付候、尤若勢人数拾人ニ御座候ニ付、過料錢高三貫四百文近々上納為仕申度奉存候、依之御届申上候、以上

戊四月(嘉永三年)
相馬 義助(印)
御代官様

(『八幡町史・上巻』所収文書)

押休みが発覚しても、多くは村内の事件として内済にしている中で、右の例は藩の規定通り処罰している珍らしい事例である。

嘉永六年(一八五三)、土口村の若者達(年雇の若勢の他に生家で働いている若者も含まれているようである)六名が「土洗」と称して鶴岡に遊びに行ったことが発覚し、村に引戻された事件があった。この場合は村内で内済にした如くで、次の託証文が残っている。

差出一札之事

此度私共大節之時節柄不糺、土洗ト各自一統鶴ヶ岡へ参入候分、御村方へ被引返、其上御糺ニ預り一言之申訳無御座候、既ニ御締定メ之通被仰付候処、加判人ニ免じ御定□被成下候、難有仕候ニ付、□以来右体之義ハ勿論、仰之通急度相守可申候

余目組深川村の若勢達が押休みを行ったことが発覚し、次のような証文を指出した。

指上申一札之事

一、此度若勢共村役人之申含メおも不用、心得違ヲ以押休致候段、人々対主人申訳無御座不届至極奉存候、依之御詫申上候所、御承知被下、忝仕合奉存候、尤此末親方衆御相談之上相極メ候休日之外、一切押休致間敷候、万一右躰之押休致候ハ、此段御上江御訴訟可申上候、弥頭取相知候ハ、其間之請雜用頭取老人ニ而委細引請可申候、為其村惣若勢連印一札如此御座候、以上

寛政十二年

頭取 辰之助(印)

申閏四月廿四日

(以下略)

(『山形県史・近世史料』2.所収)

享和元年(一八〇一)、山浜通藤沢村(現鶴岡市)の若勢達が三月十四日と四月三日の二回押休みを行った。このことが後に発覚し、源次郎・長之助の二人が牢舎になった。また、この押休みの蔓延を恐れた荒瀬郷古川組大庄屋は、配下の大組頭に対し、今後はこのような押休みを決してさせぬよう厳重に申付けた。⁽⁴⁾

文政五年(一八二二)、荒瀬郷古川組の若勢達が閏正月休みを増してくる様願ひ出て拒否された事件があった。この折も、藩は他地区への広がり恐れ、「閏正月村々若勢共休日之儀、右五人組帳御法之通、平月之休日之外、増休等決而ねたりケ間敷義不申様」と領内に触れ出した。

天保十四年(一八四三)、下黒川村(現櫛引町)の若勢十六人が数日間続けて押休みを強行した。幸い、この場合は若勢と雇主との間に仲介するものがあり、次の証文を指出して内済にした。

一札差上申候事

一、年中休日之義、御定休日之外、押休一切相休申間敷候
一、休日之節、人々勝手ニ寄、稼居候もの有之候共、外より邪魔仕間敷事

一、休日家々差操ニ寄、若背共稼候而も勝手次第可成事

一、風雨之節たり共、二日と重休仕間敷、送もの等一切仕間敷、若送来候共受間敷事

一、休日たり共、若背共申合休申間敷候、主人江相断差図次第仕、外より差障等仕間敷事

右之条々、以来急度相守可申候、若後年ニ至相背候節ハ、如何様ニ茂可被仰付候、為其一札差上申所仍而如件

天保十五年辰四月

下黒川村若背

(十六名連名略、拇印)

下黒川村若勢共押休及数日候ニ付、去卯年古川江御内意申上候所、外々中分等入候ニ付、差延罷在候所、肝煎馬之助以来見継候由、再応申聞候ニ付、為後年此一札取置候

(『八幡町史・上巻』所収文書)

これによれば、一方的に若勢測が不利のようにもみえるが、子細に検討すると、当時の押休みの仕方——若勢達がそれぞれ連絡をとり合い、規制し合い、団結を堅くして強制している様が見とられる。文中の「送物」は虫送り・病送りの類で、村から村へ送られたものであろうが、若勢達はこの日も休日になる慣習があったことが知られる。

嘉永二年(一八四九)、肝煎村(現立川町)若勢頭伊勢蔵・肝煎等は、昨年村の若勢達が「土洗い」とか「花見」と称して押休みを行ったが、今後は決して不埒なことは行わないと誓って次のような請書を指出した。

村々若勢共、御定休日之外、押休并早揚りいたし候もの、過料銭尅

ばしば禁令を發して厳しく取締つてはいる。例えば、寛政六年（一七九四）には、領内大組頭に対して「近年若勢の押休みを容易に認めてゐる村があるが、まことに不埒なことである。今後このような場合は肝煎に無断で早々に届出るように」と命じている。

また、文化九年（一八一二）には、農民生活の細部にわたる儉約令を出したが、この一条に、

一、休日之義前々之通急度可相守、若押して休度候者有らハ無用捨是を可申出、其儀風聞有之及沙汰候ニ至りてハ、村役人一同之落度たる可き事（『鶴岡市史・上巻』所収文書）

とあつて、押休みの厳禁を村々に令している。

同年、藩はこれとは別に、さらに次のような押休み禁令を出した。

郷方若勢共之儀、近年高給をむさぼり、其上主人共の申附を等閑に相心得、定休日之外押休いたし、或ハ七ツ前より早揚り等之義、以之外之事ニ候、右等の為成内の御百姓も持田表田作に相渡し、成丈若勢不足いたし候趣相聞候、自然と小作之差別にて大切の御用地追々土地おとろへに相成べく、是又以之外ニ候

（前掲書所収文書）

これは、若勢の給米の高騰や押休み・早揚がり等のサボタージュのため、雇主は経営規模を縮少し自作地を小作に出さざるを得なくなつた実情を物語っている。若勢側の力が、いまや当地方の農業経営のあり方に一大転換を迫りつつあると言つても、強ち誇張ではないと思われる。

文化十年（一八一三）、藩は若勢の押休みに對して次のような嚴科を課することを定め、その禁圧をはかった。

郷中若背共御定休日之外、押休并早場等申合候、当人共ハ勿論、品ニ寄一村限急度及沙汰候様被仰渡候間、左之三ヶ条可被取斗候、尤主人

共ハ早急相届、村役人ハ申出候様可被申渡置候、万一届出不申候者風聞も可有之間、急度締方相立候様心付可被取斗候

一、押休早揚いたし候者過料錢三百文宛

附、右之内頭立候者ハ片鬢片眉剃落候上、過料錢五百文宛可被申付

候事

一、主人共取宛不申出ハ過料錢老貫文

一、村役人見遁聞流於不申ハ、肝煎組頭長人、輕重之品ニ寄、何分

申渡候之間、可被申聞候

一、村中一統右同断、品ニ寄過料可申付候間、是又可被申聞候

右ハ近來下勝之風俗ニ相成制兼候由、甚不届と被思召候、乍去此方江相達、吟味等數日懸騒ヲ主人共猶更迷惑ニ存、夫切ニ差置候由、依之各江相任、早速及沙汰、主人共不致迷惑様為取斗可申旨被仰渡候間、此段厚相心得取斗可被申候、尤過料錢ハ各江取上ケ置、追而御代官役所江可被指出、農業出精手段之内江差向候様可致候、以上

西八月

御郡奉行

御代官

（温海大庄屋文書）

押休み首謀者は「片鬢片眉剃落候上、過料錢五百文」と定めたのはこれが最初とみられる。「近來下勝之風俗ニ相成制兼」という状況がこのような禁令の背景と考えられる。この禁令は郡奉行及び代官から各大庄屋に宛てられたものであるが、文中、郡奉行等が吟味すると日数を要するので、若勢の雇主は迷惑がつて届出ない風がある。よつて、押休みの取調べと過料錢徴収は大庄屋に一任する。徴収した過料錢は代官所に集め、農業出精の手当にするとあるのが注目される。

このような厳しい禁令にもかかわらず、若勢の押休みは依然として各地で強行された。時代は前後するが、寛政十二年（一八〇〇）、下

の若勢達が取入れ時の最も忙しい時期に度々押休みを強行し、地主達を悩ましたことが知られる。

差出申一札之事

一、比度稲揚最中ノ砌ニ、若勢共其時分無理成押休度々仕候所、村中寄合之上、御吟味ニ御座候所、至極迷惑仕 不調法千万ニ奉存候、此末若勢共へ急度申付、無理成押休一日成共為致申間敷候、若風雨ノ節カ永ク抔之節ハ御役人中へ願出申候ハハ、其節正月為相叶可被下候、外ハ無理成押休毛頭為致間敷候、為後日之一札如此御座候

安永九年

子ノ九月十四日

五人組頭殿

長百姓殿

組頭殿

名主殿

(『余目町史・上巻』所収文書)
押休みは、藩のお触にそむく不法な行為である故、雇主乃至村役人は藩役人に届出なければならぬのであるが、実際は殆どの場合、右の例にみるように、当人や若勢頭から村役人に詫言を入れる形で、一村限りの事として内済にしている。

また、寛政初め頃までは、押休みの事実が発覚したとて、直ちに関係者が罰せられるとは限らず、むしろ雇主や村役人連名の請書で内々に済ますことが多かったようである。寛政五年(一七九三)の東興野村(現立川町)の場合がその例である。

一札指上申候

一年中度々東興野村ニ而押正月仕候儀被為及御聞、此末右正月仕候ハハ、急度可仰付之旨被仰渡、奉得其意、村中寄合相立、委細被仰渡之

次第奉畏候段、大小御百姓共申聞候、若シ心得違もの有之候儀被為及御聞候ハハ、何様之越度ニモ可被付候、為其一札指上申候、以上
寛政五年
小重郎(印)

長人百姓 与惣左衛門(印)

(以下三名略)

組頭 助次

肝煎 与助

(清川村大庄屋文書)

加藤久三郎様
同 利三郎様

この文書には、若勢達が行った押休みの期日は明記ないが、「年々度々……押正月仕」とあるから彼等の押休みは一度や二度ではないことは確かであろう。

狩川村西端れに位置する西興屋村(現立川町)では、若勢達が押休みをしようとするときは、村の東北端に祀られている石造の地藏尊(追分石に地藏尊を陽刻したもの。追分地藏ともいう)を前の大堰に沈め、肝煎に休みを求めたものであるという。肝煎は地藏尊をいつまでも川に沈めておくわけには行かないから、若勢の要求を容れ、且酒の半樽も与えて、地藏の引揚げを頼んだものであるという。この風習は昭和の初め頃まで行われた。²⁾

寛政八年(一七九六)、遊佐・平田両郷の若勢達が閏盆休みと称して、七月十四・十五・十六日の三日間一斉に押休みを強行した。翌年には荒瀬郷をも含めた川北三郷全体に広まった。村々の若勢達が秘密裡に連絡をとり、互いに約束を交わしていたのである。³⁾ こうして若勢の押休みは急速に広まって行った。

もち論、藩としてもこれをそのまま放置していたわけではない。し

- 一、四月二日・同八日・同十四日・同廿日・同廿六日・中申一日
都合六日、内二日夕仕事無之、同四日夕仕事致候事
- 一、五月三日、同五日・同十一日・同十七日・同廿三日・同廿九日
都合六日、内老日夕仕事無之、同五日夕仕事致候事
- 一、六月朔日・同七日・同十三日・同十五日・同廿一日・同廿七日
都合六日、内一日夕仕事無之、同五日夕仕事致候事
- 一、七月四日・同七日・同十四日夕廿一日迄、同廿四日・廿五日
都合十二日、内十日夕仕事無之、同二日夕仕事致候事
- 一、八月朔日・同七日・同八日・同十四日・同十五日・同廿一日・
同廿七日
都合七日、内三日夕仕事無之、同四日夕仕事致候事
- 一、九月四日・同九日・同十三日・同廿一日・同廿九日
都合五日、内一日夕仕事無之、同四日夕仕事致候事
- 一、十月四日・同十日・同十六日・同廿四日
都合四日、内二日夕仕事無之、同二日夕仕事致候事
- 一、十一月三日・同十一日・十九日・同廿四日
都合四日夕仕事無之
- 一、十二月三日・同十一日・同十九日
都合三日、夕仕事無之
- 一触正月之事
初正月一日・百万遍年中三日・馬作正月二日・大豆正月一日・御
城米一日
都合八日、内三日百万遍正月夕仕事無之、同五日夕仕事致候事
- 一、早苗振休之事
一、虫供養一日・虫送一日
都合二日、夕仕事無之

一、早苗振休三日、夕仕事致候事

メ九拾五日

右之通村中一同相定申候間、若相背押休等致候ハ、当人村道江砂置
為致候事

安政二年卯正月

(『三川町史』所収「土口村文書」)

このように、土口村の場合は、夕仕事を行う休日を含めてではあるが、合計九五日を数え、藩の文政元年規定に比較して二七日も多い。しかも、これは村中で協議したことであるから、これに違反した場合は「村道江砂置」の罰を課するというのである。ともかくも、この段階においては、村自体の取極めの休日日数が藩規定のそれを大幅に超過していることが注目される。

農家休日の実際が五人組掟の日数を上廻ることは、当時の農民の日誌等からも明らかである。例えば、文政二年(一八一九)、土崎村(現酒田市)小松家の記録によれば、同家の休日は、一月十二日間、二月八日間、三月九日間、四月六・五日、閏四月七・五日、五月六日、六月五・五日、七月十三・五日、八月四・五日、九月五日、十月四日、十一月四日、十二月四日の日数で合計七九・五日を数える。また、同じ記録によつて、二月末から四月末まで(田打の季節)の労働日と休日をも、ほぼ三日働き一日休みの循環がみられる。

安政六年(一八五九)、遊佐郷下当村(現遊佐町)では、次のような休日を取きめ大組頭に届出た。

定

一、春中田打相始り候而者天气合ニ寄、御定休日斗ニ而者行届不申候
ニ付、荒天之折者御定休日之間江一日相許、其外無謂押休一切為
致申問敷事

但二月方四月迄骨折折仕事致シ候三ヶ月斗

一、御定休日之外働疲、無抛増休仕候節者、其村方役元江相願、役元ニ
而天氣模様見斗一日ツ、相休メ可申事

名主殿

名子組

組頭殿

〔『余目町史・上巻』所収文書〕

とあり、同じく休日に関する規定にしても、前記文政十年度のそれよりやや大様のように思われる。

天保五年（一八三四）、下余目組あたりでは近年凶作が続き、村々疲弊したので、これが回復までとて惣郡中協議して、若勢の休日、給米、諸取人作料等を決めたが、関係条項を列記すると、

定書

一、年中若勢休日、田打始正月々臯月迄三日働一日休、夫々八月十五日迄五日働一日休、夫々初正月迄七日働一日休之事

（一条略）

一、若勢給米、頭四俵半、午仕四表之事

（稲刈・麦蒔手間賃・葺師手間、大工作料、桶屋作料等四条略）

右者近年引続不作、猶又去巳年前代未聞無是年柄、当組方之義者格別絶作ニ付、村々行直候迄、諸職人作料、奉行人日雇手間、惣郡中振合ヲ以相極メ候所、書面之通村々大小之百姓不洩様、嚴重御触渡可被成候、為其申達候、以上

天保五年

年番名主 茂左衛門

午十月廿日

下余目組七ヶ村 役人衆中

（前掲書所収文書）

この規定においては、凶作下の自肅といひながら若勢の休日はさらに増しているようである。田起こしから田植までの重労働の期間は、三日働き一日休みはすっかり慣例化している如くである。右の文中「若勢給米、頭四俵半」とあるのが注目されるが、これは一戸内で働いている若勢の年長のもの（若勢頭）の給米を指し、次の「午仕」は、

馬を自由に使い得る熟練の若勢のことを意味するとみられる。このように、若勢には、仕事の熟練度によって小若勢（見習若勢）・馬使い若勢・長人若勢などの別があり、給米にもそれぞれ差があった。若勢頭は長人若勢から選ばれた。

若勢の給米は、大正・昭和初めごろで、並若勢が六俵位、馬使い若勢が八・十俵位が標準であった。これも若勢に入るとき、前金としてその半分を主人から貰い、他の半分は出替りのとき貰うのが慣例であった。給米は雇主から若勢の実家に直接渡されるので、若勢が金を必要とするときは、実家に行つて貰つてくるか、または主人から借りるより他になかった。

年代は判然としないが、青山村（現三川町）の村極めでは、一月に十二日間、二月五日間、三月・六月各四日、七月十日間、八月・十一月各四日間、十二月三日間で計六二日、これに兼作り手間三日間、鎮守縁日一日、水祭り一日、四月中の申の日一日、田植休み三日、虫送り一日、洗濯手間六日、以上の計十六日、二口合計七八日を休日としているが、これは文政元年「庄内二郡五人組掟之条々」の六八日より十日多い（『三川町史』所収文書による）。

また、安政二年（一八五五）、土口村（現三川町）で定めた休日定めは次の如く詳細なものである。

年中月々休日定之事

一、正月朔日々七日迄、同十六日々廿一日迄、同廿九日一日、都合十四日相休候事

一、二月朔日・同九日・同十六日・同廿二日・同廿八日・外ニ初午一日・中申一日都合八日、内六日夕仕事無し、同日夕仕事致候事

一、三月三日・同九日・同十五日・同十六日・同十九日・同廿日・同廿五日

都合七日、内五日夕仕事無之、同二日夕仕事致候

先に挙げた万治三年規定よりも大幅に増加している。

この段階に至ると、庄内地方各地区において、村自体として村民の休日を決めるようになる。文政十年（一八二七）の下余目組深川村（現余目町）「定書」はこのやや早いものかと思われる。

定書之事

一、正月廿八日初休致候而後、歛下迄七日持一日休、弥歛下迄臯月迄之間三日持一日休、臯月迄田之尻谷地刈迄四日持一日休、其外色色名付、正月押休為致間敷事

一、歛下致候砌者御百姓一統ニ無之共、時能々考ヒ候而歛下可致候、尤若勢有之家ニ而二三日宛田打候ハ、見合、初正月可為致候事

一、不順之時氣（雨之）ニ而持かだく無刈砌者、一二日前休替ニ可為致候事

一、若勢之輩年中正月廿日切、盆廿四日迄并三月十五日ニ者夕持無之候、外休日ニおひて朝持夕持年中有之候間、家風次第急度可為致事

一、年中節句・三朔・御縁日、前一日宛、過日有時二日与不休メ為持可申候、并兩度正月、土洗正月、彼岸中日外、万ツ之日休候ハ、夫方日数定通為持、決而持日之代ニ入事相成間敷候事

（一条略）

一、土洗ニ黒米式升宛與、中繩五束宛為納可申候事

一、雇手間等者、歛下迄臯月迄一月ニ米式升、夫方稻上ヶ迄尅升宛、稻刈上ヶ者三升、谷地式升并日返り歛下迄ニ者尅升ツツ可致事

右之趣急度相守可申候、万一破慮之申分聞へ候得者、其者村中急度吟味可致、勿論堅相守、農業出精心得違無之様、急度可被申渡候、以上

文政十年

亥十二月

深川村中

（『山形県史・近世史料』2所収文書）

正月末から歛下しまでは七日稼ぎ一日休み、歛下しから田植までは

三日働いて一日休み、田植から田の尻谷地刈までは四日働き一日休み、若勢の土洗には黒米二升宛を与える等は初めて見える定めてであるが、これらの内容は、すでに庄内の各地域において広く慣行化していたのではないかと思われる。「土洗い」というのは、秋の収穫が終わりに、田畑の仕事がほぼ片付いた頃、若勢達が宿に集まって飲食する振舞であるが、これは二夜三日に及ぶ盛大なものであった。時代が下ると、湯の浜・湯田川等の温泉に行くこともあった。女衆にも同様の休みがあったが、これは「葶桶洗い」という。

尤も、右の定書より時代の遡る例として廿六木村（現余目町）の村極めを挙げることができる。内容は、

定書之事

一、博奕宿停止之事、但宿仕候者家をほこし、所を立除可申事

一、花見宿停止之事、但宿仕候者米尅俵宛出シ申筈

一、つち洗宿停止之事、但一門切ハ不吞事

一、此末々上酒仕間敷事、但是迄尅候者已之十月切尅、其以来上酒為致申間敷事

一、休日之儀古来之通ニ為休可申候

但、役所方ふれかた無之節ハ、半日成共我俵ニ為休申間敷候、万一我俵休日先立仕候者、急度過科出シ可申候、若此末休日彼是我俵ニ作毛痛メ申者、其節村中百姓者不及申ニ名子水吞迄割合ニいたし、地主方江損毛かけ申間敷候

右之条々村中相談之上相定申上ハ、急度相守可申候、此末村中掟之通何事不依急度相守可申候

元文二

巳之三月

五人組

惣百姓代

一、一日 四月中ノ申日

一、三日 田植休

一、六日 春秋洗濯手間 但し老ケ年給取ハ可為無用

小以拾六日

二、二口七拾八日

閏正月有之節者、朔日ヲ都合休日七日、閏 七月有之節者、都合休日六日、

平月の閏ハ休日四日

一、村堰堀候儀、所により休日同前ニ心得、日数をかゝり候由ニ候、

ケ様之所、自今村役人丁場割致為掘可申事

一、働日之内、たばこ休、前々之通四度可為致事

一、休日にも前々之通り、朝夕之仕事可為仕事

右者郷中作人共休日古法有之所ニ、連々休日を多くいたし、平日に

ても正月と号し、多日の休日を立、農業之日を費候故、田畑之こなし

素抹ニ成、自然と作毛不熟相成候、其上主人之自由ニモ成兼、朝夕

の働共ニ承休^(我カ)之仕願有之趣、寄々相聞へ候、此等之儀者惣駄之事ニ

者有之間敷候得共、一村ニ二人三人右駄之者有之候而者後々押移り、

風俗之様ニ成、以之外不届千万之事ニ候、百姓之召使たりともかた

の「儀者可有之儀勿論之事ニ候、今度休日之儀、吟味之上、改申

渡候、尤八組一同ニ休日相立置候旨、此旨大小百姓承知仕、常々子

弟召仕等申含、急度相守可申候、如斯申渡候上ニ而茂前非を改不申、

承休^(我カ)之仕形於有之者、吟味之上、急度曲事ニ可申付候、一村切肝煎休

日を写置、常々遂吟味、自今相乱不申様入念可被申候、以上

(『八幡町史・上巻』所収文書)

これによれば、年間七八日の休日を数え、以前の規定よりは大幅に増加していることが注目される。それにしても、藩側が「郷中作人共」

の休日増加の要求に手を焼き、必死にこれを防ごうとしている様が余すところなく示されている。

その後の藩の休日規定としては、宝暦九年(一七五九)の「庄内二郡五人組御仕置之条々」の關係条項を挙げることができる。

一、休日之儀正月元旦日七日迄、同十六日ヲ二十日迄、日数十二日、

七月は十四日依二十日迄、日数七日相休可申事

附、正月七月、右休日之外、平月四日之休日之外休申間敷候、勿論

右兩月閏月有之節は、平月通四日之日数斗相休可申事

一、月々休日之儀、正月七月之外朔日八日十五日廿三日、一ヶ月四

日宛相休可申事

附、定休日之外、三月三日・五月五日・七月七日・九月九日

相休可申候、且又六月朔日・八月朔日は四日之内ニ込可申事

一、年中に裏作手間二日、鎮守縁日一日、田植休日一日、田植後虫

送り一日、都合五日相休可申事

一、働日之内、たばこ休一日四度宛致可申事

附、惣而相定候休日之外、自分ニ相休候儀為致申間敷候、大小之

百姓水呑並子弟召使之者迄、相背不申候様に敵敷可申付候、若

相背候者有之、其分に致置、脇方相知候は、当人は勿論肝煎組頭

長人百姓五人組迄可為越度事

と達している。この掟は大庄屋が「毎年正月七月一ヶ年二度宛、村中大

小之百姓水呑等迄寄合、得と為読聞」なければならぬと定めてい

この宝暦九年(一七五九)の休日規定は、以後幕末まで庄内藩の農

民休日規定の基本となったものである。この後、文政元年(一八一八)

にも「庄内二郡五人組掟之条々」が制定され、村々に布達されている

が、この中の農民休日規定は宝暦九年「条々」と全く同文である。こ

れによれば、農民(実質的には若勢)の年間休日々数は六八日を数え、

これを全部稲杭に架けるのである。ワッパカ仕事であるから、若勢達はこれを終えれば公然と田から上がることが出来た。早く仕事を終え、家に帰って風呂に入り、明るいうちに浴衣がけで村の中をぶらつくのが若勢の心意気であったという。

このように、庄内地方においては、年雇の若勢と言えども、規定の仕事さえすませば、その他のことは自由ということが社会的慣習として認められていた。右の例は明治と昭和初めのことであるが、これらの慣行はより古くから行われていたであろうことは確かである。

注(1) 鶴巻善治「若勢のこと」狩川松寿大学『ふるさと研究』第四号。昭和五四年

(2) 宇佐美繁「若勢連中の世界」『善治日誌・解題』所収論文。

昭和五一年

(3) 同氏・前掲論文

(4) 同氏・前掲論文

(5) 陣内義人「休日の社会的慣行」『善治日誌・解題』所収論文。

昭和五一年

(6) 同氏・前掲論文

二 若勢の休日規定

庄内藩の農民休日に関する触書の初見は、万治三年(一六六〇)の次の内容のものである。但し、これは農民一般を対象としたものではなく、農家の「召使候者」を対象とした休日規定である。

一、正月者以上十日為遊可申事

一、盆者以上五日為遊可申事

一、常々休日者七日かせき、八日目ニ為休可申事
一、八月霜月迄者十日かせき、十一日目ニ為休可申事

(『大泉紀年・中巻』 八四頁)

この後、この規定は幾度か改訂されたであろうが、宝暦ごろまではその経緯は明らかでない。もっとも、元文二年(一七三七)のものとして、次の休日規定が挙げられているが、内容からみて時代はもっと下がるものかも知れない。

休日定之覚

一、十二月 正月元日より七日迄、十六日より廿日迄

一、五日 二月朔日・九日・十五日・十六日、此兩日田神休、廿四日

一、四日 三月三日・十一日・十八日・廿七日

一、四日 四月五日・八日・十六日・釈迦誕生日・廿四日

一、四日 五月二日・五日節句・十三日・廿一日

一、四日 六月朔日・九日・十五日・廿五日

一、十日 七月一日・七日・十四日より廿日迄、廿七日

一、四日 八月朔日・八日・十五日・廿三日

一、四日 九月朔日・九日・十七日・廿五日

一、四日 十月三日・十一日・十六日、田神休、廿四日

一、四日 十一月二日・十六日・太神宮祭日・廿四日

一、三日 十二月二日・十日・十八日、但二十五日給取代り日為無休

小似六拾二日

外

一、三日 俵作り手間二月中

一、一日 鎮守縁日

一、一日 指立候神社祭礼日、其水下村々ニ而休答

三六年十一月、庭仕事の最中、風邪で五日間休んだことがあったが、この代償として「私業」で作った馬杓四十足を主人に指出したことを記している。⁽⁶⁾

若勢の休日が、朝夕の仕事の有無などを含めて、明確に決められていたのは、こうした事情にも一班の原因があるように思われる。年代は判然としないが、次の規定もこの一例である。

若勢仕事休控

- 一、年中朝宵仕事御座候、尤正月は一兩度并中日は宵なし
- 一、休日は十月十日より二月十六日迄六日、二月より十月まで中五日也

- 一、サナブリ休五日宵なし、但酒為吞可申事
- 一、ミノツクリ三日宵なし
- 一、馬道具二日宵なし
- 一、若勢老人稲千五百苜、畑豆貳俵半渡
- 一、稲置草取仕廻後、コエ草八日斗りも十日斗りもカリ、馬ノ草草ハ常々心掛可申事
- 一、稲取仕廻不申内ハ遊出申間布事
- 一、荒春ハ朝飯前ニ出立可申事
- 一、惣而下りたばこ無之事
- 一、五百繩耆人ニ付耆束七把ツツ
- 一、休日朝仕事三速七カイン、宵繩貳把ツツ
- 一、三斗掛ナレハ休日朝宵ともなく、尤俵掛リナレハ野手柴切り可申候、宵仕事の繩三把ツツ
- 一、五百繩ハサイシマイノ盆中出レ為見可申事

一、冬雪降り候ハ、若勢とも代り代り道付可申事

一、米突ハ五人より貳人曰、三人四人ハ耆曰也

一、惣而庭其外屋敷廻若勢共ハキ可申事

一、水戸守宵仕事貳俵ツツ

一、私田セキサシにも内へ入コナシ可申事

一、若勢三人ニ而田地四千五百もかけ候得者、雇人老人も掛可申事
右之通堅相守可申者也

う十一月五日

古来方如斯控

佐藤 藤 蔵
同 権 吉

(『三川町史』所収文書)

各条の意味は必ずしも明らかでないが、「古来方如斯如」とあるから、これらの内容は慣行として古くから守られていたものであろう。宇佐美氏前掲論文によれば、山の草刈や稲刈はワツパカ仕事であったという。ワツパカは一日の割当仕事量とでも言うべきもので、山の草刈のワツパカは馬一ダン分(馬の背の両側に六束づつ積む草の量)であった。豊原地区あたりでは、山の草刈の季節になると、若勢達は真夜中一時頃、馬をひいて東山の入会地に向う。採草地に着く頃、太陽が顔を出す。すぐに朝飯を食べて刈り始める。昼前に一ダン分を刈り終え、これを形よくまるいて(束ねて)昼食をとる。この後、昼寝をして、刈った草を馬につけて帰る。仕事の早いことと草まるきの上手なことが若勢の誇りであり、同時に雇主達の若勢の品定め基準でもあった。

稲刈のワツパカは一反歩であった。束数にすれば、明治後期は百束、大正中期ごろから一五〇束(ともに十把一束)位が標準であるが、こ

要求した。これはいわゆる年雇の若勢だけでなく、生家で働く若者も一緒になって行動した。女の人達は若勢には加わらなかったが、内心では彼等を応援した。

中休みの交渉は若勢の代表者格のものが行ったが、これは年長の覇気のある者が選ばれた。彼等もこの要求だけは遠慮なく堂々と言うことが出来た。こうして、若勢と村の親方達の話し合いがまとまると、若勢達はすでに田んぼに出て働いている若勢にも知らせ、連れ戻して、ともに休みをとった。もし、これに従わない若勢があれば、後にその主人は若勢組に酒を買って謝らなければならなかった。但し、田仕事でなく、畑仕事ならばこれが許されたという⁽³⁾。

村の日常生活においては、いわゆる年雇の若勢も、生家で働く若者も、ほぼ同等の立場が認められ、ともに働き、ともに楽しみ合った。例えば、豊原地区あたりでは、夏の山仕事(草刈り)は若勢の仕事であったが、この場合は、早朝村の若者がこぞって山に行き、先ず初日に若勢の「親方」を選び、この指図に従って山の草を刈った。親方の選び方は、前年の若勢親方が中心となって、仲間で協議し合い、経験豊かで実力のある者を選んだ。この場合も年雇若勢、実家若者の区別はなかった。親方は、若勢一人一人の草刈場所を決めるのであるが、その広さは自分の足ではかって決めた。広い山の中で甲乙なく公平に分割せねばならなかったもので、この決め方はかなりの熟練を必要とした。この分割が不公平な場合は、仲間から「ずるい」ということで非難された。家つきの若者であれば、村の中で日頃年雇の若勢と一緒に遊んだり、行動したりしないものは、山に行っても仕事を教えて貰えなかったし、困ったとき助けて貰うことも出来なかった。まして、若勢に対してよ

からぬことを企むような者は、家つきの若者でも、山の中でなぐられることもあったということである⁽⁴⁾。

以上の例は、大正・昭和初めの例であるが、これらの慣行は近代に至って突然に形成されたとは考えられない。多くの変容はあるにせよ、その基本的なものは遅くとも藩政時代にさかのぼることは確かであろう。これらのことは藩政時代以来(あるものはさらにさかのぼって)時を追って形づくられ、慣行化され、ある場合には村掟、若勢組掟として定められ、日常生活の中で守られて来たものと考えられる。

また、年雇の若勢の労働は、決して無限定に雇主に提供されたものでないことも注目される。後にもみるように、若勢の休日はむしろ厳格に規定され、厳しく守られた。加えて、若勢達は規定の休日他に臨時の休みを要求し、大抵の場合これを実現している。休日は若勢が自由に使用し得る時間である。この日を利用して得た収入は若勢の個人収入となし得た。いわゆるホマチ田の耕作などはこの例である。休日に草鞋を作り、これを売りに出すこともあった。

前記宇佐美氏とともに若勢の日記『善治日誌』を研究された陣内義人氏は『善治日誌』の中の休日に当たる日の記述に「休ミ 朝ハ米一俵春キ私業御倉繩八把編ヒ」(明治三五年三月二八日の項)とあり、この日は慣行の朝仕事(休日にも、朝夕の仕事をすませた後の休みと、丸々一日の休みとの別があった)を終えた後、「私業」を行っていることを指摘している⁽⁵⁾。

反面、自分の病気や生家の都合などで仕事を休むような場合は、その分の給米を雇主に返すか、代りの働き手を雇主に指出さねばならなかった。陣内氏はこの例として、前記善治(後藤丹藏家の若勢)が明治

ことよって初めて一人前と見なされ、手間賃も村普請も大人並に扱われた。

若勢頭は、通常大若勢の年長のものの中から選ばれるのが例であるが、これは仲間同士で才覚のあるものを見込んで推薦し合った。これも長年続けて勤める場合もあるが、その指導力なり、人柄により短期間で替えられることもあった。

大正・昭和初めのころであるが、東田川郡立川町立谷沢中村地区あたりでは、村の若者が若勢組に加入するのは、小学校高等科を卒業した年で、旧暦三月六日の百万遍の日と決められていた。百万遍は百万遍念仏講のことで、村中の家から一人ずつ集会所（藩政時代は肝煎宅）に集り、車座に坐って大きな数珠を廻しながら念仏を唱える行事であるが、初入りの若者（初若勢）を車座の中央に坐らせ、大きな数珠玉が廻ってくると、それで初若勢の頭を叩いたりしたものであるという。これが終わると、初若勢は上座に坐らせられ、若勢組の議定を読み聞かせられて、その遵守を誓う。この後、一升のぼた餅と一升の酒が運ばれる。初若勢はこのぼた餅を食べねばならないのであるが、どうしても食べ切れないときは、助太刀と言って先輩の若者が手伝ってくれた。

加入後三年間は小若勢と呼ばれ、先輩の使い走り等をさせられた。春の花見や秋の土洗いのときの振舞の準備などである。小若勢は若勢頭や大若勢（この村では「中なり衆」とよぶ階層もあった）の命令には、どんな事でも従わねばならなかった。夜は近くの寺（昌洞院）で座禅を組んだり、昔話を聞いたりした。力だめしや賭け事も盛んであった。一合の煎豆を風呂の中で食べる賭け事もあった。これは仲間が木の沢の店から飴玉を買って帰ってくるまでに食べ切らなければならなかった。もし、食べ切れない場合は、罰としてさらに一合の煎豆を食べなければ

ならなかった。また、仲間が熊谷神社に行つて帰つて来るまでに、鯉鱈一つを食べるといふ賭事もよく行われた。熊谷神社に行つた者は、その証拠の品を必ず持帰ることのきまりもあったというから、これには肝験の意味もあったのであろう。

花見も土洗日も二日も三日も続けての豪勢な振舞であった。最後の一日は小若勢だけで休みを貰い、酒・肴・豆腐等を買つて飲み食ひした。これは小若勢の何よりの楽しみであった⁽¹⁾。

村の若者は、このような組織のもとに、若者の風紀をただし、火災や水害の防備、騒擾や農作物の警固に任じ、村の祭を主宰し、農作業や藁仕事の技術を競い合い、花見・土洗いの楽しみをともにして処世の知恵を体得して行つた。

若者が若勢組の掟を破るようなことがあれば、仲間うちから様々な制裁が加えられた。村内の道路普請を課する等もその一つであるが、豊原村（現酒田市）のあたりでは、「糞繩張り」の罰があった。これは大正・昭和初めころの例であるが、若勢の間で「誰某に糞繩を張ろう」との相談がまとまると、村内で最も汚い便所の便壺に漬けた繩を狭い小路に張り、夜間、制裁を加えようとする若者をここに呼び出してひっかけるようにしたというのである。もつとも、これは区長等ばかりに当たりがよく、若勢仲間のつき合いをおろそかにする若勢や、女に手を出し、二人で歩いたり、女のところ泊つたりするものに加えられるものである⁽²⁾。

若勢の押休みについても同様の規制があった。前記豊原地区の一農民の日誌を研究された宇佐美繁氏は同地区の古老からの聞きとりとして、次のように記している。夏の忙しいとき、幾日も天気が続くとか、若勢達は十人も組になって、雨乞いをするから餅をついて休みにしろとか、酒一升買って休ませろとか言つて、村の主だった人々に休みを

を聞届け申すべき事

一、若勢仲間は勿論、村集り事、又は他所の祭り等に参りて、言葉悪く遣ふべからず候、若喧嘩口論出来仕候はば、本々聞届け埒明候様に致すべき事

附、若勢仲間は勿論、平生余り心安く思ひ言葉悪は、論の本と心得、

常々言葉和かに遣ひ、仲間睦敷く致すべき事

一、他所の祭り等に参り致て、人の女房子供盗むべからざる事

附、他所は勿論、村内にても人の女房子供盗、見付け知れ、彼是有

之候とも、若勢一統に相掛け申仕る間敷事

一、人の作り物、なり木之物同然たるべき事

一、若勢に似せ金銭借用致すべからざる事

附、若勢仲間に願立候はば、連判にて借用致させ申すべき事

一、休日の儀従 御公儀仰せ渡され外、押正月一切致し間敷き事

一、正月願日の時は働くべからざる事

一、道楽朝寝一切致し申間敷き事

一、博痴諸勝負一切致し申間敷き事

一、若勢仲間にて少しの事に誤り手を下げべからざる事

一、若勢寄り合いの節は小若勢先に立、何かと仕合致すべき事

一、我利根に迷い男を立、或は慢心に長じ、勝手がましき儀申間敷き事

一、年寄たるを兄と敬い、年若を弟と憑み互に睦敷致すべき事

一、農業を励み、余力を以学問其外稽古懈怠なく致すべき事

右之条々堅相守り、常々違背無之様読聞かせ、若勢仲間睦敷候様、万端相心得えべき者也

以上

(『朝日村誌』(3)所収文書)

この「掟帳は」、『朝日村誌』(3)によれば、幕末から明治中期にかけてのもので、新加入者のある毎に寄合いを開き、その席にて若者組の頭立った者が高らかに読み聞かせ、新参の者から次のような請書をとったものであったという。

右前条之掟は勿論、諸事勝手がましき儀一切致し申間敷候、後念のため差上候一札如件

明治元年辰十一月

若者惣代 何之誰(印)

何之誰(印)

小若者 何之誰(印)

何之誰(印)

(前掲書所収文書)

この「掟帳」で注目されるのは、若者組構成員の年令は原則として十六歳から二七歳までとし、これを小若勢(加入後三ヶ年の間)と大若勢(小若勢のつとめを終えた年長者。尤も大若勢は二八歳から三七歳までという所もある)に分け、両者は平等を建前としながらも、実際は小若勢は大若勢の指示に従って様々な下働きをする——例えば寄合いのときの席の準備や後片付け、使い走りをする等々を定めていくことである。また、休日は藩で規定した日以外には一切行わないと定めてはいる反面、「正月願日の時は働くべからざる事」としていること、重要問題は若勢の会合により協議決定すること、若勢仲間の協議内容は、他村にも知らせないことなども注目される。

この場合の若勢は、いわゆる年雇の若勢のみを指すのではなく、村内の若者全体を意味しているものであろう。村の若者は若勢組に入る

村役人も若勢の要求を容れざるを得ない。そうでなくとも、若勢からサボられたら田畑の仕事は進まなくなる。これは農家にとって致命的なことである。残された史料による限り、若勢の要求は大ていの場合実現されているようである。雇主は藩役人とか肝煎の叱責を恐れながらも、若勢の要求を容れているのはこのためであろう。事実、臨時の休みを与えたことが発覚し、雇主が村役人に詫言を入れていた例も少なくない。

しかし、どうしても若勢の要求が容れられない場合は、彼等は実力行使して勝手に休んだ。このようにして獲得した休日を「押休み」あるいは「押し正月」と呼んだ。これに対して、雇主から認められた臨時の休みを「貰い正月」と呼んだ。

若勢が増休みを要求するのに、地蔵尊を川に沈めるのは興味ある習俗である。漁業に従う海辺の村々では、苦しい労働の日が続くと、若者が浜にアンバ様を祀り、翌日の漁を休む習俗のあることはよく知られているが、農山村においては、これに類似する例を聞くことは極めて稀である。西興屋村の事例はその珍しい例の一つである。

以下、藩制後期庄内地方における若勢は、村の中でどのような状況のもとで日々の仕事に従っていたか、また、彼等が強行した押休みの実態等について考察してみたい。

一 若勢とその仕事

先にみたように、庄内地方のいわゆる若勢は比較的大規模な農家に年雇で雇われ、農業労働力の基幹となった若者達である。年雇の他に、農繁期等に一日限りで雇われる日雇の形もあるが、この場合は若勢と

は呼ばない。もっとも、若い者(衆)という意味で、生家で働く若者も含めて一般的に若勢と呼ぶこともあるが、普通には先の年雇の若者を指す。

村の人的構成からみると、村の若者達(年雇の若勢を含めて)は年令階梯的な集団をなし、一定の組織を有し、相応の機能を發揮していた。いわゆる若者組がこれであるが、一例として田麦俣村(現西田川郡朝日村)の若者組の場合をみると、同組は次のような掟を有していた。

田麦俣村若者御掟帳

御仕置之条々

一、前々従

御公儀仰渡され候御法度之趣弥以堅相守、常々相背かず様に代々之若勢急度申附べき事

一、若勢仲間喧嘩叱口論致すべからず候様に、老を敬い睦しく勤むべき事

一、髪月代之儀は何時なりとも背かざる様に仕るべき事

附、若勢は申すに及ばず、大若勢親爺達も同前たるべき事

一、若勢仲間上下無之といふとも、代々年寄を頭とし、小若勢遣われべき事

一、若勢に相成候上は、先年より十六才より廿七才迄交り候得共、之は

吾々の心持次第致すべき事

一、若勢大若勢別格に立置といふとも、本は一本にて平生若勢立候共、

若し六ヶ敷儀出来仕候時は大若勢打寄り、其の何か埒明べく候間、

常々大若勢を敬ふべき事

一、若勢仲間の咄し外所之語り申間敷事

附、外所の若者勢の迷惑に相成咄し致し候者有之候はば、急度其本

若勢の押休みについて再論

—藩政後期、庄内地方における年雇労働者の一問題—

大友 義 助

目 次

はじめに

一、若勢とその仕事

二、若勢の休日規定

三、押休みの展開

結び

はじめに

山形県庄内地方に「若勢の押休み」という農休みがあった。この地方では、仕事を休むことを「正月する」というから、「押休み」のことを「押正月」ということもある。

庄内地方は全国的にも著名な稲作単作地帯で、一戸当たりの経営規模も比較的大である。こうした農家では、自然自家労働力のみでは充分でなく、村内または近郷の若者を年雇の形で雇い使用していた。これらの若者は同じ村内の、または近郷の中下層の農家の長男乃至二・

三男が多かった。一軒の農家で数名の若者を雇う場合も少なくなかった。こうした年雇の若者を当地方では若勢わかせと呼ぶ。若勢は年間の給米や休日が決められているのであるが、彼等とて生身の人間のこと、苦しい労働が続けば、規定以外の臨時の休みも欲しくなる。

しかし、臨時の休日は普通的手段では仲々得られないから、村中の若勢達が密かに協議して、雇主にこれを要求することになる。若勢の代表（若勢頭）が雇主側の代表である肝煎や組頭に交渉して、臨時の休日を容認してくれるように頼む形をとる。雇主側も容易にはこれを認めようとはしない。というのは、庄内藩ではずい分と古くから農家の若勢の休日を厳格に規定し、この厳守を村々に達しており、万一にも、これに違反して増休みを認めようものなら、藩役人から厳しく叱られることが御触書に明記されているのである。

一方、若勢頭もこの場に立ち至っては、黙って引下がるわけには行かない。西興屋村（現東田川郡立川町）では、若勢達が雇主に臨時の休みを要求するときは、村端れの石造の地蔵尊を堂の前の堰に沈め、要求が容れられるまで、そのままにしておくのが例であったという。これでは、



昭和60年3月20日 印刷

昭和60年3月30日 発行

山形県立博物館研究報告 第6号

発行者 山形県立博物館

山形市霞城町1-8

TEL(0236)45-1111

印刷所 アベ印刷

